

第8回有田地域等における大規模氾濫減災協議会

日時：令和4年2月21日（月）15：30～

開催方法：WEB開催

次 第

1. 開会挨拶

2. 議事

- (1) 令和3年度の出水対応について
- (2) 広川流域治水プロジェクトについて
- (3) H30～R3の有田地域の減災に係る取組方針（第1期）のまとめ
- (4) R4～R8の有田地域等の減災に係る取組方針（第2期）について
- (5) 今後のスケジュールについて

3. 情報提供

- (1) 和歌山地方気象台からの情報提供

4. 閉会

【配付資料】

議事次第

出席者名簿

資料1

令和3年度の出水対応について

資料2①

広川流域治水プロジェクト

資料2②

広川流域治水プロジェクト参考資料

資料3-1

H30～R3の有田地域の減災に係る取組方針（第1期）

資料3-2

H30～R3の有田地域の減災に係る取組方針（第1期）に基づく対策の実施状況

資料3-3

H30～R3の有田地域の減災に係る取組方針（第1期）の取組事例

資料4-1

R4～R8の有田地域等の減災に係る取組方針（第2期）

資料4-2

R4～R8の有田地域等の減災に係る取組方針（第2期）の取組項目一覧

資料4-3

R4～R8の有田地域等の減災に係る取組方針（第2期）での特筆事例

資料5

今後のスケジュール

資料6

和歌山地方気象台からの情報提供

参考資料1

有田地域等における大規模氾濫減災協議会規約

参考資料2

特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律について

第8回有田地域等における大規模氾濫減災協議会 出席者名簿

日時: 令和4年2月21日(月) 15時30分～

開催方法: WEB開催

構成員	・オブザーバー	所 属	役 職	氏 名
有田市		市長(構成員)		望月 良男(欠席)
		経営管理部	部長(危機管理監)	(代理)嶋田 博之
		都市整備課	係 長	中尾 幸平
		防災安全課	係 長	上田 サユリ
	副主任		中谷 安宏	
かつらぎ町		町長(構成員)		中阪 雅則
		危機管理課	課 長	植田 尚雄
			課長補佐兼防災係長	東岡 伊織
高野町		町長(構成員)		平野 嘉也
		観光振興課	課 長	茶原 敏輝
		防災危機対策室	室 長	井上 哲也
湯浅町		町長(構成員)		上山 章善(欠席)
		総務課	主 事	(代理)上野山 貴也
広川町		町長(構成員)		西岡 利記
有田川町		町長(構成員)		中山 正隆
		総務課	主 任	谷野 良太
			主 査	加納 佑樹
		建設課	班 長	崎山 昌裕
			班 長	森本 博貴
	主 任		前西 竜志	
近畿中国森林管理局 和歌山森林管理署		署長(構成員)		渡辺 達也
森林整備センター 和歌山水源林整備事務所		所長(構成員)		久保田 拓也
和歌山地方气象台		台長(構成員)		石井 嘉司(欠席)
		防災管理官		(代理)島田 昇司
		水害対策気象官		芝本 章宏

第8回有田地域等における大規模氾濫減災協議会 出席者名簿

日時:令和4年2月21日(月) 15時30分～

開催方法:WEB開催

構成員	・オブザーバー	所 属	役 職	氏 名
和歌山県 総務部		危機管理局長(構成員)		福田 充宏(欠席)
		防災企画課	企画班 副主査	(代理)貴志 友一
和歌山県 農林水産部		農林水産政策局長(構成員)		松浦 達也
		農業農村整備課	計画調整班長	田村 喜規
		森林・林業局長(構成員)		泉 清久(欠席)
		森林整備課	副課長	(代理)森川 直博
			治山班 主任	樹林 豊
和歌山県 県土整備部		河川・下水道局長(構成員)		太田 和良
		都市住宅局長(構成員)		星加 正積(欠席)
		都市政策課	開発・計画班長	(代理)上田 佳右
		港湾空港局長(構成員)		山岸 陽介(欠席)
		港湾漁港整備課	副課長	(代理)米地 淳
和歌山県 伊都振興局		伊都振興局長(構成員)		南木 芳亮
和歌山県 有田振興局		有田振興局長(構成員)		山野井 道信
近畿地方整備局 河川部		地域河川調整官(オブザーバー)		林 和彦
		地域河川課	課 長	森東 哲郎
			課長補佐	稲垣 茂人
			調査指導係長	宮山 泰明
関西電力株式会社 再生可能エネルギー事業本部 田辺水力センター		所長代理(オブザーバー)		村上 岳彦
【事務局】 県土整備部 河川・下水道局 河川課		河川課	課長補佐兼防災班長	堀野 高弘
			防災班 主査	谷上 裕明
【事務局】 有田振興局建設部		有田振興局建設部	部 長	川島 和規
			総務調整課長	貴志 浩年
			管理保全課長	越本 充
			総務調整課 主査	道上 茂樹
			総務調整課 主査	森田 貴史

令和3年度の出水対応について

資料1

- ≫ 現時点では、台風に伴う大雨等による出水時に洪水予報及び水位達成情報の伝達は実施なし。
- ≫ また管内河川においても、氾濫危険水位を超過していない。

令和3年度 洪水予報及び水位到達情報の伝達数

河川名	観測所	洪水予報			
		氾濫注意	氾濫警戒	氾濫危険	氾濫発生
有田川	金屋	—	—	—	—
	粟生	—	—	—	—

河川名	観測所	水位到達情報			
		氾濫注意	氾濫警戒	氾濫危険	氾濫発生
山田川	三之橋	—	—	—	—
広川	新広橋	—	—	—	—

令和3年度 各河川(観測所)でのピーク水位

河川名	観測所	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	氾濫危険水位超過観測日時	ピーク水位	ピーク水位日時
有田川	金屋	4.10	5.30	6.10	—	3.68	2021/5/21 9:30
	粟生	4.50	5.50	6.30	—	3.70	2021/5/21 9:30
山田川	三之橋	2.10	2.10	2.30	—	1.10	2021/8/17 18:40
広川	新広橋	2.00	2.00	2.40	—	1.95	2021/8/17 20:00

～濱口梧陵が津波からの住民救済に尽力した広川町を流れる広川における流域治水～

●**氾濫をできるだけ防ぐ**
・減らすための対策

河川区域 集水域

ためる、しみこませる

[国、県、町、企業、住民]
雨水貯留浸透施設の整備、
田んぼやため池等の治水利用
⇒**間伐等の森林整備**

ためる [県、利水者]

利水ダム等において貯留水を事
前に放流し、水災害対策に活用
⇒**広川ダムでの事前放流**

[県、町]
遊水地等の整備・活用

安全に流す

[県、町、企業]
河床掘削、砂防堰堤、雨水排水
施設等の整備
⇒**広川の治水対策
など**

氾濫水を減らす [県]

「粘り強い堤防」を目指した
堤防強化等

●**被害対象を減少させるための対策**

集水域 氾濫域

よりリスクの低いエリアへ誘導／住まい方の工夫

[県、町、企業、住民]
土地利用規制、誘導、移転促進
不動産取引時の水害リスク情報提供、金融による誘導の検討
⇒**宅建業法改正 水害リスク情報の重要事項説明が義務化、
農振地域の農転の監視、土地利用規制の検討、
まちづくりでの活用のための多段階の浸水想定区域図の作成**
被害範囲を減らす [県、町]
二線堤等の整備



●**被害の軽減、早期復旧**
・復興のための対策

氾濫域

土地のリスク情報の充実 [県]
水災害リスク情報の空白地帯解消等
⇒**水害リスク情報の空白域の解消
(支川等における浸水想定区域
図の作成)**

避難体制を強化する [県、町]
長期予測の技術開発、
リアルタイム浸水・決壊把握、
防災情報の充実

⇒**水位計・監視カメラの設置、
ハザードマップの作成・周知、
タイムラインの作成・運用、
避難場所の安全レベル設定、
防災ナビアプリの普及啓発**

経済被害の最小化 [県、企業、住民]
工場や建築物の浸水対策、BCPの策定
⇒**BCP策定ワークショップ開催**

住まい方の工夫 [企業、住民]
不動産取引時の水害リスク情報提供、
金融商品を通じた浸水対策の促進
⇒**宅建業法改正 水害リスク情報
の重要事項説明が義務化**

氾濫水を早く排除する
[国、県、町等]

排水門等の整備、排水強化
⇒**排水ポンプ車、可搬式ポンプ**

支援体制を充実する [国、企業]
官民連携によるTEC-FORCEの体制
強化

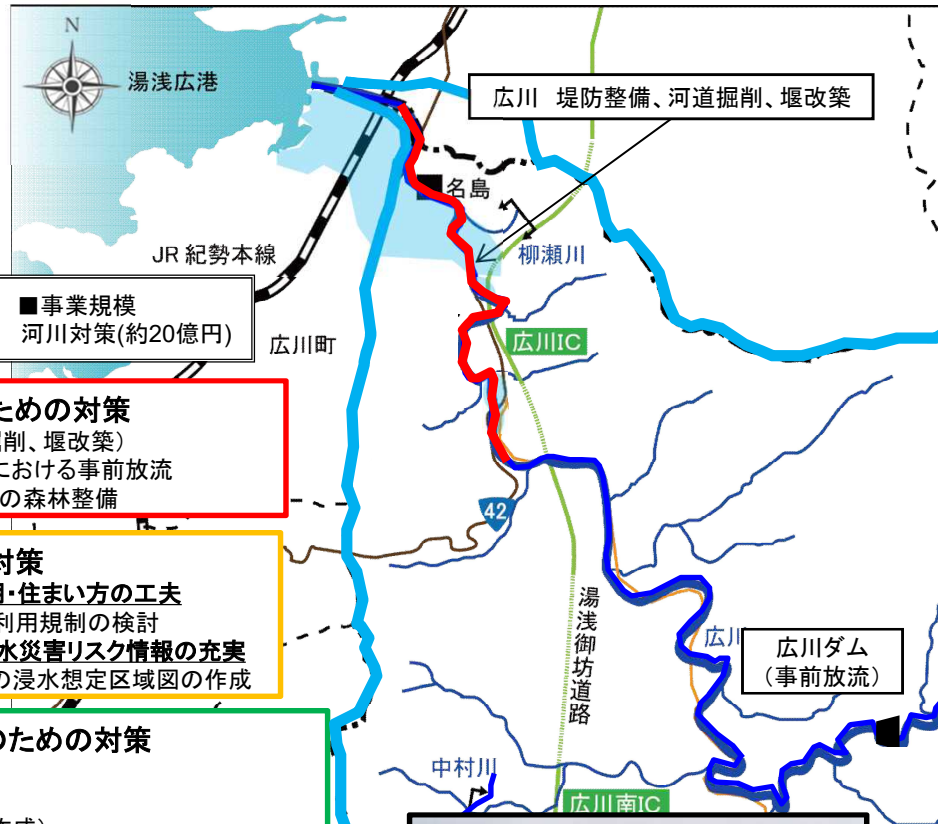
※今後の調査・検討等により変更となる場合がある

二級水系
流域治水プロジェクト

広川流域治水プロジェクト

～濱口梧陵が津波からの住民救済に尽力した広川町を流れる広川における流域治水～

○広川流域において、昭和50年8月洪水と同規模の水災害による被害を軽減するための治水対策を行うとともに、流域における事前防災対策を推進し、浸水被害の軽減を図る。



凡例

- ⇄ 県管理区間
- 流域界
- 河川における対策
- 浸水範囲 (昭和44年6月豪雨)

■ 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策
洪水氾濫対策 広川(堤防整備、河道掘削、堰改築)
流水の貯留機能の拡大 ● 広川ダムにおける事前放流
流域の雨水貯留機能の向上 ● 間伐等の森林整備

■ 被害対象を減少させるための対策
水災害ハザードエリアにおける土地利用・住まい方の工夫
 ● 農振地域の農転の監視 ● 土地利用規制の検討
まちづくりでの活用を視野にした土地の水災害リスク情報の充実
 ● まちづくりでの活用のための多段階の浸水想定区域図の作成

■ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策
土地の水害リスク情報の充実
 ● 水害リスク情報の空白域の解消 (支川等における浸水想定区域図の作成)
あらゆる機会を活用した水災害リスク情報の提供
 ● 水位計・監視カメラ等の設置・増設
 ● 防災教育や避難訓練等の実施
避難体制等の強化 ● ハザードマップの作成・周知
 ● タイムラインの作成・運用
 ● 避難場所の安全レベル設定や和歌山県防災ナビアプリの普及啓発等による迅速な避難行動の促進
 ● 避難所の安全対策、誘導体制等の構築・強化
 ● 避難時間確保のための体制等の構築・強化
経済被害の軽減 ● 排水ポンプ車、可搬式ポンプの配備



※具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。

広川流域治水プロジェクト【ロードマップ】

～濱口梧陵が津波からの住民救済に尽力した広川町を流れる広川における流域治水～

● 広川流域では、上下流・本支川の流域全体を俯瞰し、県、町、国、民間等が一体となって、「流域治水」を推進する。

【短期】

- ・ 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策として、広川での堤防整備、河道掘削等を行い、治水安全度の向上を図る。
- ・ 被害対象を減少させるための対策として、農振地域の農転の監視やまちづくりでの活用のための多段階の浸水想定区域図の作成を行う。
- ・ また、浸水リスク等を踏まえた安全・安心なまちづくりを推進するにあたり、土地利用規制の検討を行う。
- ・ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策として水害リスク情報の空白域の解消のため、支川等の浸水想定区域図、ハザードマップ作成を行う。

【中長期】

- ・ 広川水系河川整備計画に基づく、計画規模の改修を完了させ、流域全体の治水安全度の向上を図る。

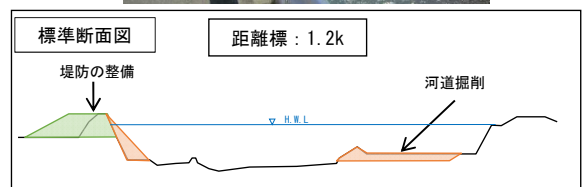
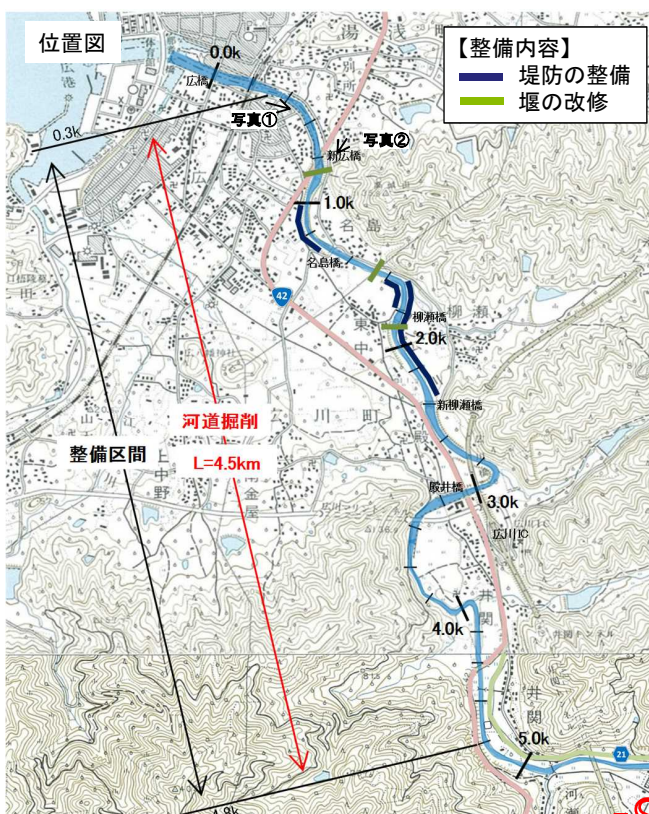
区分	対策内容	実施主体	工程	
			短期	中長期
氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策	堤防整備、河道掘削、堰改築	和歌山県	河川整備計画に基づく改修(広川)	
	広川ダムにおける事前放流	和歌山県	広川ダムにおける事前放流	
	間伐等の森林整備	森林整備センター、和歌山県	間伐等の森林整備を実施	
被害対象を減少させるための対策	農振地域の農転の監視	湯浅町、広川町	農振地域の農転の監視を実施	
	土地利用規制の検討	和歌山県、湯浅町、広川町	浸水リスク等を踏まえた安全・安心なまちづくりを推進するにあたり、土地利用規制等の検討を実施	
	まちづくりでの活用のための多段階の浸水想定区域図の作成	和歌山県	まちづくりでの活用のための多段階の浸水想定区域図の作成	
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	水害リスク情報の空白域の解消(支川等における浸水想定区域図の作成)	和歌山県	支川等における浸水想定区域図の作成	
	水位計・監視カメラ等の設置・情報提供	和歌山県	河川水位情報や河川カメラ映像の提供を実施	
	防災教育や避難訓練等の実施	和歌山県、湯浅町、広川町、気象台	防災教育や避難訓練等の実施	
	ハザードマップの作成・周知	和歌山県、湯浅町、広川町	ハザードマップの作成 ハザードマップの周知・啓発	
	タイムラインの作成・運用	和歌山県、湯浅町、広川町	作成したタイムラインの見直し及び適切な運用の実施	
	避難場所の安全レベル設定や和歌山県防災ナビアプリの普及啓発等による迅速な避難行動の促進	和歌山県	避難場所の安全レベルの設定 防災ナビアプリの普及啓発の実施	
	避難所の安全対策、誘導体制等の構築・強化	湯浅町、広川町	避難所の安全対策、誘導体制等の構築・強化	
避難時間確保のための体制等の構築・強化	湯浅町、広川町	避難時間確保のための体制等の構築・強化		
排水ポンプ車、可搬式ポンプの活用	和歌山県	配備済みの排水ポンプ車、可搬式ポンプの活用		

広川流域治水プロジェクト 参考資料

① 河川改修(広川:河道掘削、堤防整備)

和歌山県

○広川の名島地区では、流下能力向上のため、河道掘削や堤防整備を実施。



② 広川ダムにおける事前放流

和歌山県

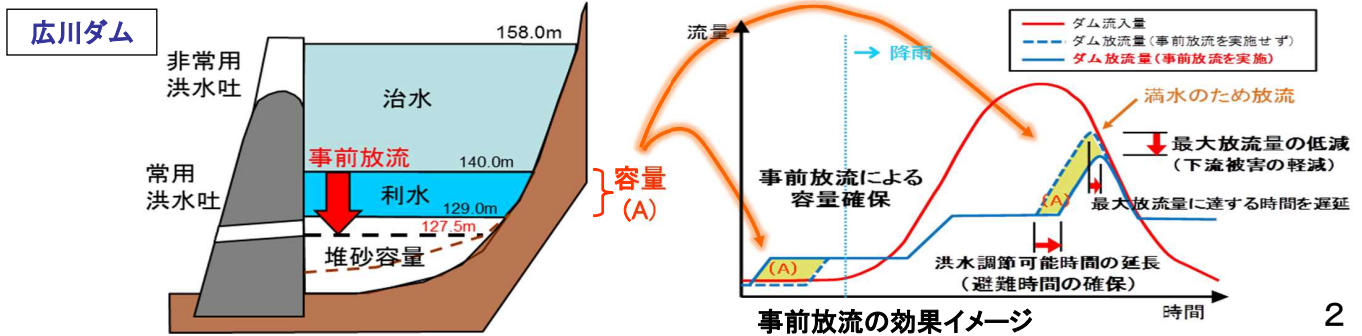
- 下流域の洪水被害を軽減させるため、ダムが満水になるような大雨が予測される場合には、河川管理者の判断による**事前放流実施の運用を導入**。
- この取組によって水害の発生を完全に防ぐのではなく引き続き水害の発生を想定したハード・ソフト面の対策が必要。
- ダムの洪水調節機能の向上を図るために必要な協議を行う場として、「**和歌山県ダム洪水調節機能協議会**」を設立 (R3.11.24)

<対象ダム>

- H24より運用開始
二川ダム、椿山ダム、七川ダム (以上、県管理ダム)、
殿山ダム (関西電力(株)管理ダム)
- R3より運用開始
広川ダム、切目川ダム (以上、県管理ダム)、
島ノ瀬ダム (近畿農政局管轄ダム)

<これまでの実績>

計55回 (二川ダム3回、**広川ダム1回**、椿山ダム3回、七川ダム36回、殿山ダム12回)

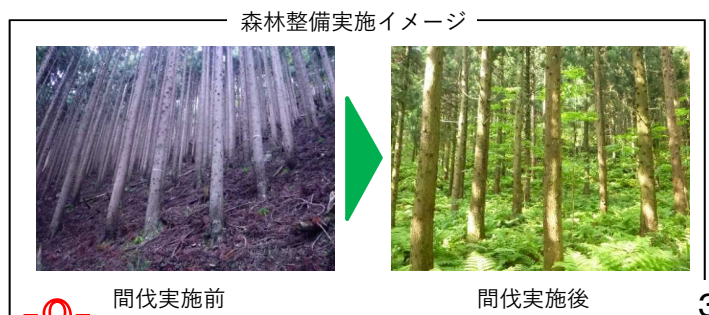


2

③ 間伐等の森林整備

森林整備センター

- 水源林造成事業は、奥地水源地域の民有保安林のうち、所有者の自助努力等によっては適正な整備が見込めない箇所において、針広混交林等の森林を整備することにより、森林の有する公益的機能の高度発揮を図る事業
- 水源林造成事業地において除間伐等の森林整備を計画的に実施することで、樹木の成長や下層植生の繁茂を促し、森林土壌等の保水力の強化や土砂流出量の抑制を図り、流域治水を強化促進
- 広川流域における水源林造成事業地は、13箇所 (森林面積 約100ha) であり、流域治水に資する除間伐等の森林整備を計画的に実施

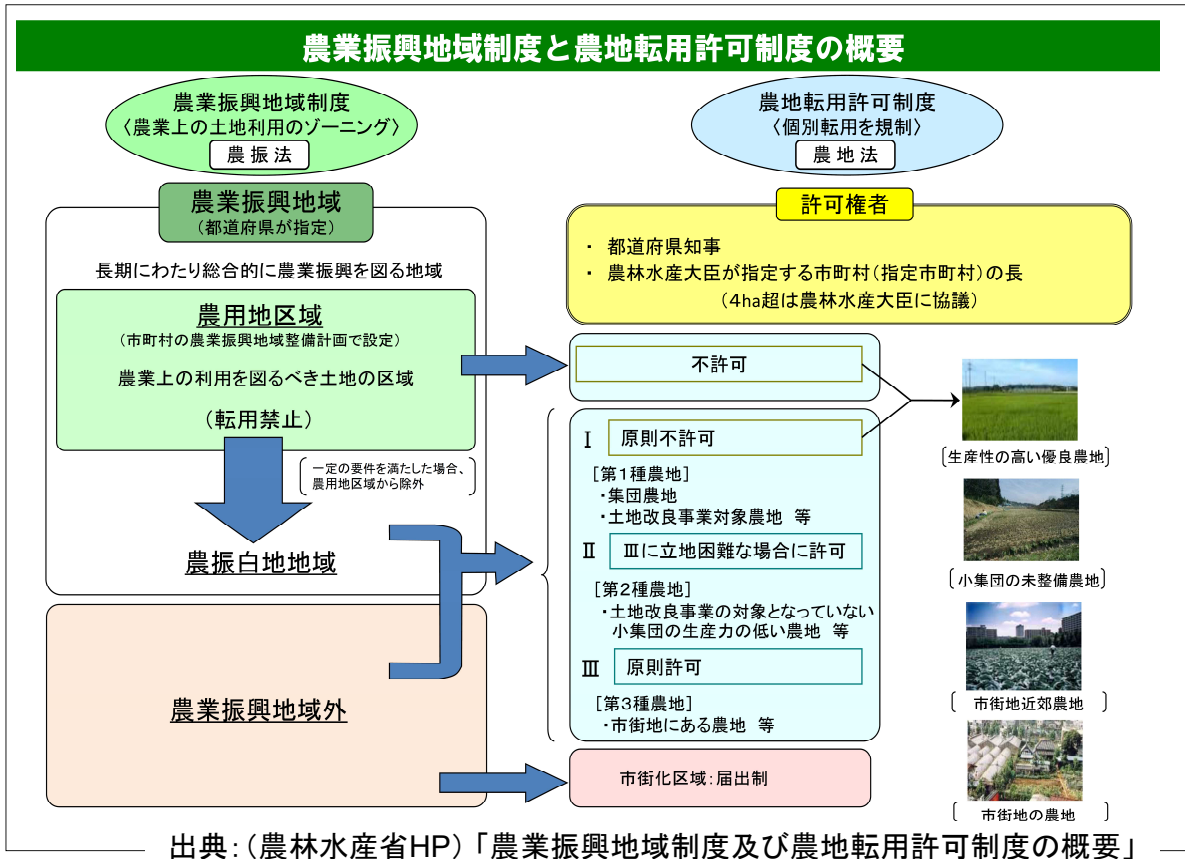


9

3

④ 農振地域の農転の監視を強化

● 違法な農転がないかパトロール等による監視を強化。



4

⑤ 水害リスク情報の空白域の解消(支川等における氾濫推定図の作成) 和歌山県

「小規模河川の氾濫推定図作成の手引き」の公表

- 令和元年東日本台風では、浸水想定区域図の作成が義務付けられていない小規模河川の氾濫により浸水被害が発生。
- 小規模河川では、氾濫計算に必要な河川横断データ等が計測されていない場合が多く、浸水が想定される範囲等の計算に課題。
- これらの河川でも浸水が想定される範囲等を計算できるよう「中小河川の水害リスク評価に関する技術検討会」を開催し、検討結果を「小規模河川の氾濫推定図作成の手引き」としてとりまとめ(令和2年6月)。

<背景・課題>

- 令和元年東日本台風では、浸水想定区域図の作成が義務付けられていない小規模河川の氾濫により浸水被害が発生。

洪水予報河川や水位周知河川以外の河川の氾濫により浸水被害が発生しているエリア

凡例

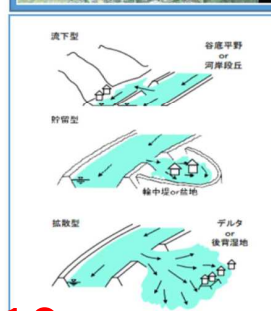
×: 人的被害箇所

阿武隈川水系阿武隈川洪水浸水想定区域図

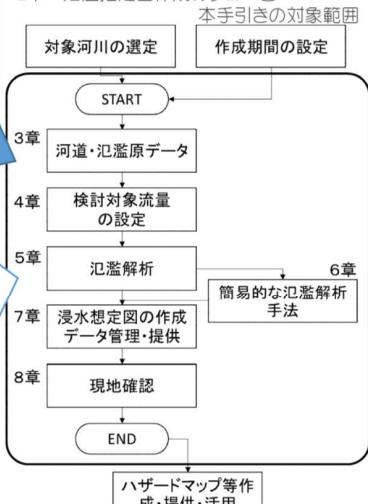
出典: 静岡大学防災総合センター牛山教授レポートより

<手引きの概要>

- 航空レーザ測量データを用いて、河道及び氾濫原を概略的に測量
- 「流下型」「貯留型」「拡散型」の3種類の氾濫形態に分類することで、計算の負担を軽減。



1章 総説(目的、適用範囲等)
2章 氾濫推定図作成のフローと
本手引きの対象範囲



● 国土交通省が令和2年6月に「小規模河川の氾濫推定図作成の手引き」を公表。

● 和歌山県では、この手引きを参考に、全ての県管理河川の洪水浸水想定区域図の作成を進めています。

5

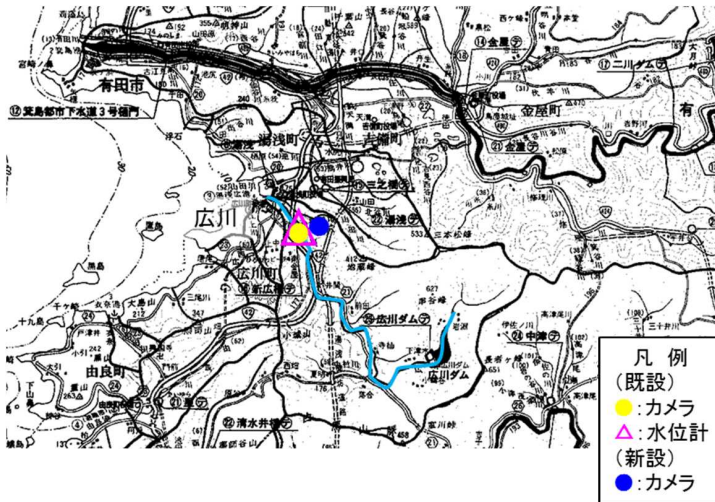
⑥ 水位計、河川監視カメラの設置・情報提供

和歌山県

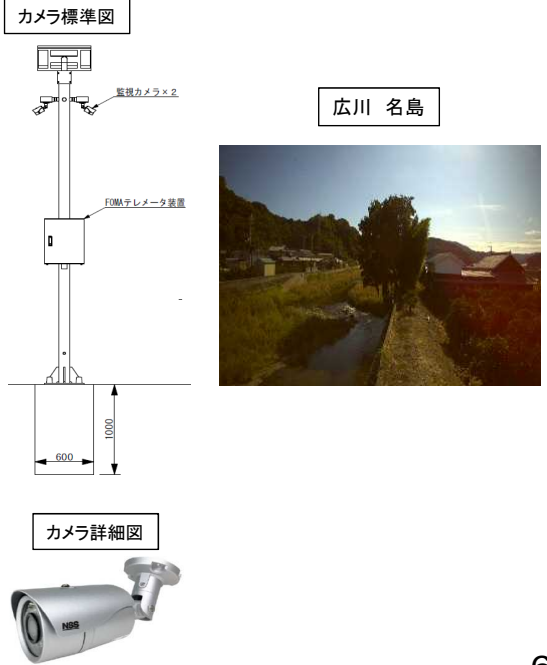
- 和歌山県では、H30年に河川監視カメラを1箇所を設置。
- 河川水位情報や河川監視カメラ映像の提供を実施。
和歌山県河川／雨量防災情報：http://kasensabo02.pref.wakayama.lg.jp/

取組概要

- ・H30年度に設置した河川監視カメラ
水位周知河川：広川（広川町） 1箇所



設置した河川監視カメラ 河川監視カメラ画像



6

⑦ 和歌山県河川／雨量防災情報ホームページの改修

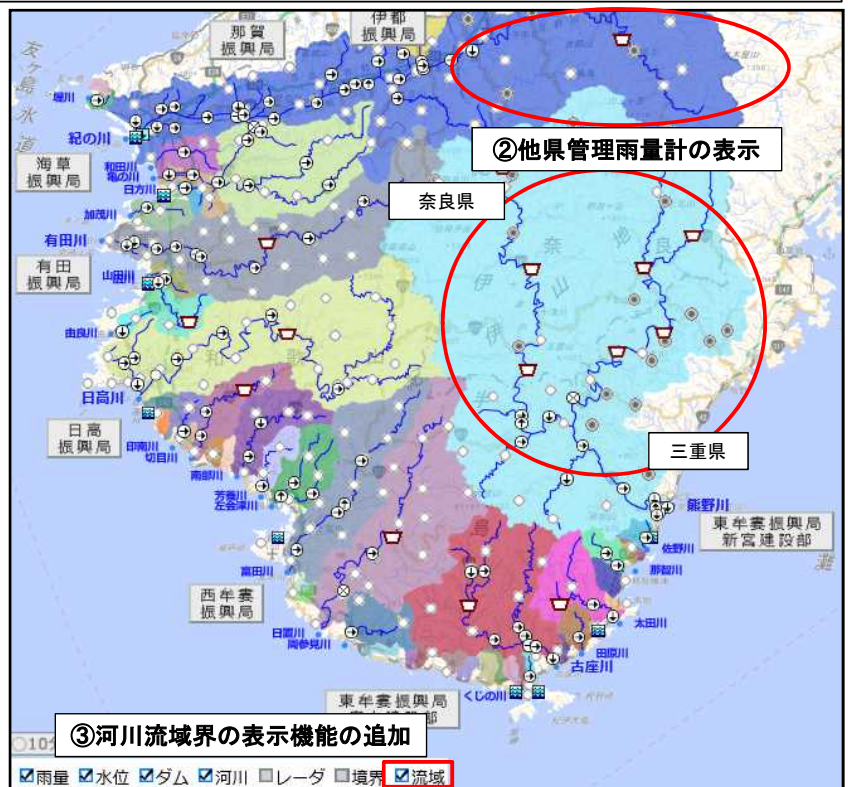
和歌山県

- 和歌山県では、増設した河川監視カメラ、水位計をホームページで公表。
- ホームページの改修を実施。 URL：http://kasensabo02.pref.wakayama.lg.jp

ホームページの改修 【改修内容】

- ①河川監視カメラ及び水位計の増設
 - 河川監視カメラ 96箇所
(H30:42箇所、R1:7箇所、R2:3箇所増設)
 - 水位計 91箇所
(H30:6箇所、R1:1箇所、R2:4箇所増設)
- ②他県管理雨量計の表示(R元年7月～)
 - 紀の川の上流域
(奈良県:20箇所)
 - 熊野川及び北山川の上流域
(奈良県:12箇所、三重県:9箇所)
- ③河川流域図の表示機能の追加
(R2年6月～)
- ④国土交通省 河川監視カメラ映像の表示
(R3年4月～)

④国土交通省 河川監視 カメラ映像の表示



7

⑧ ロールプレイングゲーム(RPG)を用いた防災教育

和歌山県

- 平成29年の学習指導要領の改訂により、水害や土砂災害等の自然災害に関する内容が充実され、今まで以上に、防災学習について学校の取り組みが進められることが考えられる。
- 和歌山県土砂災害啓発センターでは、小中学生を対象とした防災学習に取り組んでおり、和歌山工業高等専門学校と協働で開発した防災RPG「土砂災害が発生したとき」を用いた防災学習を令和3年1月より実施。
- 子供になじみの深いゲームを活用した学習教材であり、自主的に進める学習(自分ごと)となるため理解が深まった模様。

《ゲームのシナリオ》

楽しみにしていた遠足。しかし、当日はまさかの大雨！！大雨警報、土砂災害警戒情報の発表、避難指示の発令と、次々と地域に防災・避難情報が出されます。事前にハザードマップで確認をしていた避難所に安全に避難ができるでしょうか？

【ゲーム画面】



実施数(令和2年度)

小学校:5校、中学校:1校

＜参加した子供たちの声＞

「ゲームでシミュレーションすることで、どのようなことが起こるか分かった。」(小6 男)
 「映像があったので実際に体験した気持ちになった。日ごろから避難ルートを確認しておくことが大事だと分かった。」(小5 男)

【防災学習の様子】



R3.1.13 那智勝浦町にて

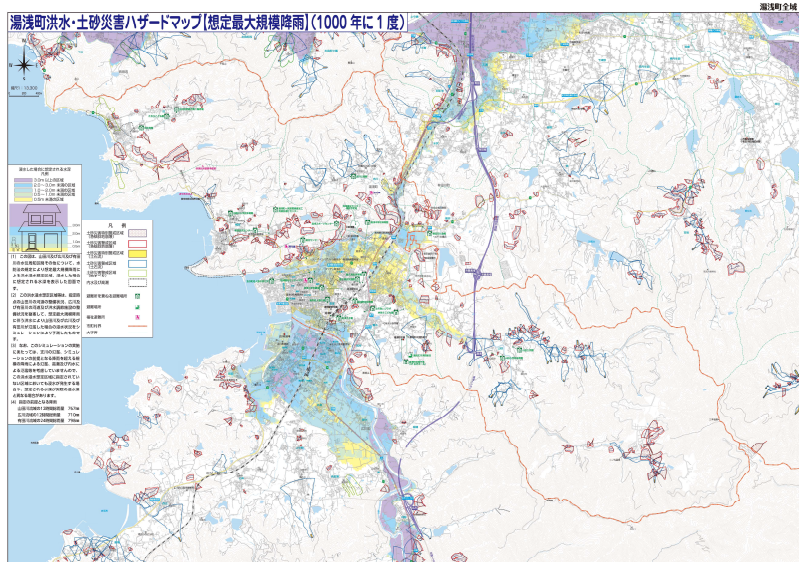
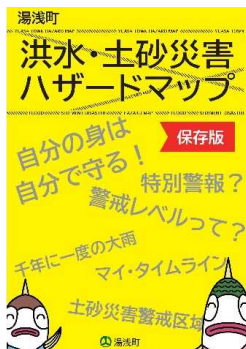
R3.2.1 白浜町にて

8

⑨ ハザードマップの整備

湯浅町

- 湯浅町では、令和3年5月に土砂災害と有田川、山田川、広川の想定最大規模降雨に対応したハザードマップを作成・配布。
- 湯浅町広報誌において住民への周知を実施。
- 町民の避難行動の一助となるように、マイ・タイムラインを記入できる欄を記載している。

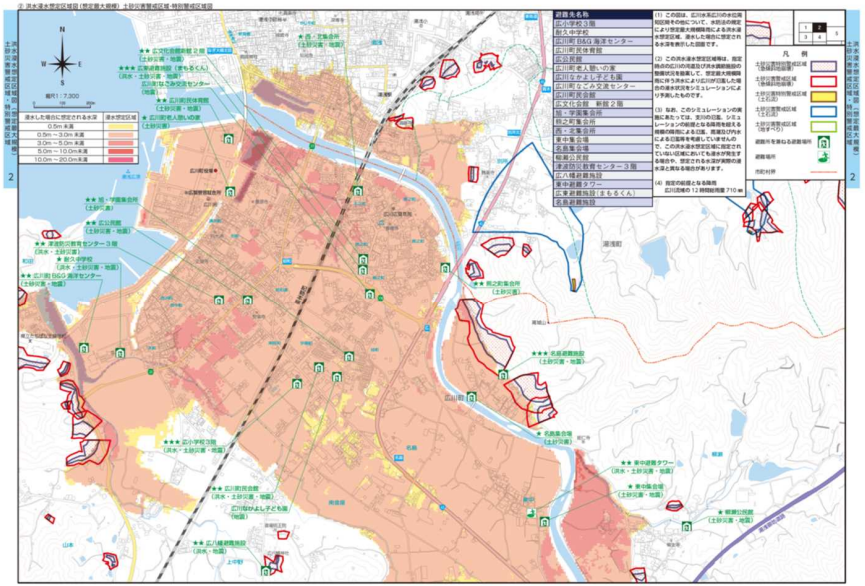


9

⑩ ハザードマップの整備

広川町

- 広川町では、令和3年3月に土砂災害と広川の想定最大規模降雨に対応したハザードマップを作成し、全戸に配布
- ワークショップや小学校等の防災教育時に使用している



想定最大規模降雨に対応した洪水ハザードマップ

⑪ 「和歌山県防災ナビ」アプリを配信

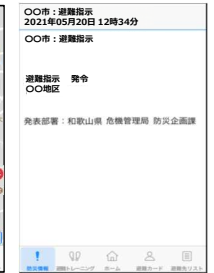
和歌山県

1 避難先検索

- ・ 災害発生時に安全に避難するための避難場所を簡単に検索できる。
- ・ 避難場所の安全レベルも確認でき、最短ルートを地図上に表示。
- ・ 避難途中にルートを離れた場合も現在地を常に表示して、正しいルートに誘導
- ・ 土地勘のない場所でも的確に避難できるよう、避難場所等の方向を地図情報とカメラで確認できる。(AR(拡張現実)を活用)



【安全レベル確認】



【プッシュ通知】

2 防災情報のプッシュ通知

- ・ 事前の登録なしで、気象警報・注意報や避難情報等の防災情報がプッシュ型で届く。
- ・ さらに、一時避難場所から別の市町村に移動しても、その市町村に発令されている避難情報等がプッシュ型で届く。

3 家族等の避難した場所の確認

- ・ 家族等でグループ登録すれば、てんでんこに避難した登録者の居場所を地図上で確認できる。
- ・ また、避難カードの作成・共有ができる。



【家族の居場所確認】



【トレーニング結果表示】

4 避難トレーニング

- ・ 自宅等から避難場所まで実際に避難のトレーニングをすることで、その避難経路や要した時間が記録できる。
- ・ さらに、トレーニング記録に南海トラフ巨大地震の津波の到達時間等の想定を重ねることで避難行動の安全性を確認できる。

5 河川水位や土砂災害危険度情報の表示

- ・ 河川水位情報や土砂災害危険度情報などをリアルタイムで表示



【河川水位、河川カメラ】



【土砂災害危険度情報】

*アプリは、無料でご利用いただけます。

(アプリのダウンロード・ご利用にかかる通信料は、利用者のご負担となります。)

右記のQRコードからスマートフォンにダウンロードできます

◆お問い合わせ先 和歌山県総務部危機管理局防災企画課 電話073-441-2284



⑫ 避難情報の判断・伝達マニュアル作成のモデル基準

和歌山県

- 和歌山県では、避難情報の発令について、市町村が判断しやすい実用性の高いものとして、和歌山県版の避難情報の判断・伝達マニュアル作成のモデル基準を作成
- 令和3年6月の改定により、災対法の改正により導入された新たな避難情報に対応

【新たな避難情報】

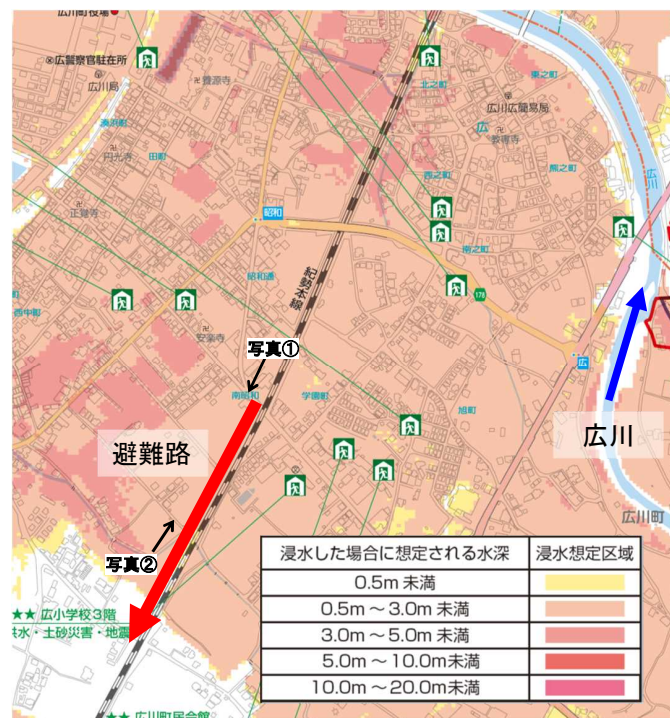
警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保
~~~~~ <警戒レベル4までに必ず避難！> ~~~~~			
4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難	高齢者等避難
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報 (気象庁)

12

## ⑬ 避難路の整備

広川町

- 広川町では、広川の浸水想定区域から避難するための紀勢避難路を整備。
- ・路線名：広西61号線
- ・供用開始：H26年6月4日
- ・延長：414.3m



13

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく

## 有田地域の減災に係る取組方針

平成 30 年 7 月 31 日

有田地域における大規模氾濫減災協議会

和歌山県、有田市、湯浅町、広川町、有田川町  
和歌山地方气象台、国土交通省近畿地方整備局

### 目次

1. はじめに	1
2. 本協議会の構成員	2
3. 有田地域の概要と主な課題	3
3.1 有田地域における主な災害	3
3.2 有田地域の主な河川の概要	3
4. 現在の取組状況、課題	4
5. 減災のための目標	7
6. 概ね 5 年間で実施する取組	8
7. フォローアップ	12

## 1.はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨では、鬼怒川下流部の堤防決壊などにより、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が生じた。また、これらに避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほど多数の孤立者が発生した。

また、平成 28 年 8 月には台風 10 号等の一連の台風によって、多くの中小河川において氾濫が発生し、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済損失が発生した。

このようなことから、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」及び「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方」について諮問がなされ、平成 27 年 12 月 10 日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」、平成 29 年 1 月に「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について」が答申がなされた。また、これら水防災意識社会の再構築の取組をさらに推進するため、平成 29 年 6 月の水防法等改正において、同法第 15 条 10 項に都道府県大規模氾濫減災協議会が位置付けられた。

それらを受け、昭和 28 年 7 月の梅雨前線豪雨により甚大な被害を経験した有田地域では関係機関が連携・協力し、減災に向けた取組を推進するため、平成 29 年 7 月 21 日に「有田地域における大規模氾濫減災協議会」（以下「本協議会」という。）を設立した。

本協議会では、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨等における水害対応の状況とその課題を踏まえ、平成 33 年度を目処に、円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動等、大規模氾濫時の減災対策として各構成機関が計画的・一体的に取り組む事項について、積極的かつ建設的に検討を進め、今後その結果を「有田地域の減災に係る取組方針」（以下「取組方針」という。）としてとりまとめたところである。

今後、本協議会の各構成機関は、本取組方針に基づき連携して減災対策に取り組み、毎年出水期までに協議会を開催し、進捗状況を定期的に確認するフォローアップを行うこととする。

なお、本取組方針は、本協議会規約第 5 条に基づき、有田地域（有田市、湯浅町、広川町、有田川町）を対象に作成したものである。

## 2.本協議会の構成員

本協議会の構成員とそれぞれ構成員が所属する機関（以下「構成機関」という。）は、以下のとおりである。

構成機関	構成委員
和歌山県	有田振興局地域振興部長 有田振興局建設部長
有田市	市長
湯浅町	町長
広川町	町長
有田川町	町長
気象庁 和歌山地方气象台	台長
(オブザーバー) 国土交通省 近畿地方整備局 河川部	地域河川課長



### 3.有田地域の概要と主な課題

本県の北部に位置する有田地域は、北は長峰山脈を境に紀の川流域と、東は「紀伊山地の霊場と参詣道」として平成16年7月に世界遺産に登録された紀伊山地と、南は白馬山脈を境に日高地方と隣接し、西は紀伊水道に面している。

本地域は1市3町で構成され、面積は474.85km²で、本県の約10%を占めており、洪水予報河川である有田川、水位周知河川である広川、山田川を含む49の2級河川を有し、河川整備計画等に基づく治水対策の推進と維持管理がなされている。

しかしながら、近年、頻発・激甚化する豪雨に備え、河川整備計画に基づく河川整備と、施設機能を上回る洪水であっても「犠牲者ゼロ」を実現するため、ハード・ソフト対策を一体的に推進する必要がある。

#### 3.1 有田地域における主な災害

主な災害として、有田川流域では昭和28年7月の梅雨前線豪雨により、死者行方不明者555人、負傷者3,613人、家屋流出・全半壊5,186戸、床上浸水3,377戸、床下浸水3,514戸の甚大な被害が発生した他、昭和34年9月の伊勢湾台風、昭和36年9月の第二室戸台風などの洪水により甚大な被害を受けてきた。また近年では、平成23年9月の紀伊半島大水害で床上浸水7戸、床下浸水3戸、広川では平成27年7月の台風11号で床下浸水1戸の被害を受けた。

#### 3.2 有田地域の主な河川の概要

有田地域における主な河川は以下のとおり

河川名	流域面積	流路延長	流域市町	河川整備計画
有田川	467.8km ²	94km	有田市 有田川町	有田川水系河川整備計画 H27.10.21
広川	52.5km ²	18.7km	広川町 湯浅町	広川水系河川整備計画 H30年度策定予定
山田川	17.7km ²	7.0km	湯浅町	—

### 4.現在の取組状況、課題

平成27年9月関東・東北豪雨や平成28年8月の台風10号等一連の台風に伴う水害において、多数の犠牲者が発生する要因の一つとなった、避難勧告等の発令の遅れや住民の自主的避難が十分でなかったこと、また十分な水防活動ができなかったことは、これまでの水害対策における課題を浮き彫りにした。

上記を鑑み、本協議会では洪水の浸水想定等のリスク情報を共有するため、各構成機関がそれぞれ又は連携して実施している現在の減災に係る取組状況及び課題を以下のとおり整理した。

#### ① 情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	○現状 と ●課題	課題整理 記号
想定される浸水リスクの周知	○計画規模降雨による洪水浸水想定区域図を公表している。 ○過去の浸水実績をハザードマップ等で公表している。 ●浸水エリアに関する情報や周知が不足している。	A
避難場所・避難経路について	○計画規模降雨による洪水浸水想定区域図に基づく、ハザードマップを公表し、避難場所等を示している。 ●想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域の公表に伴うハザードマップの作成、避難場所・避難経路の見直しが必要である。 ●避難場所・避難経路の見直しに伴う避難誘導に係る案内看板・誘導灯等の検討が必要である。 ●想定最大規模の浸水を考慮した広域避難計画の検討が必要である。	B
避難勧告等の発令について	○避難勧告等の発令基準、「和歌山県避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成のモデル基準」を策定している。 ○洪水予報河川、水位周知河川で水位設定を行っている。 ○指定河川洪水予報等について、一斉指令システム等により関係機関へ通知している。 ●台風等の襲来に際し、事前の備えや出水への対応など、体系的な整理と検証が必要である。 ●よりの確なタイミングで詳細な情報共有が必要である。	C
住民等への情報伝達体制や方法について	○防災行政無線のデジタル化整備を進めている。 ○緊急速報メール、ICTを活用した情報提供を行っている。 ○ウェブサイト、テレビで洪水予報、河川水位、カメラ映像、気象情報を提供している。 ○防災わかやまメールで河川水位情報を配信している。 ●よりの確なタイミングでの分かり易い情報提供が必要である。	D

避難誘導体制について	○避難行動要支援者名簿が作成されている。 ○要配慮者利用施設管理者等へ説明会等を実施している。	E
	●避難行動要支援者の避難誘導体制が十分でない。 ●要配慮者利用施設における避難確保計画の早期策定が必要である。	
防災に関する啓発活動について	○自治会単位での啓発活動、防災訓練を実施している。 ○出前講座を実施している。 ○「和歌山県防災教育の手引き」を作成し、防災教育を実施している。	F
	○避難対策ワークショップ運営の手引きを作成している。	
	●洪水災害に対する危機意識の更なる向上が必要である。	

#### ②水防に関する事項

項目	○現状 と ●課題	課題整理記号
河川水位等の情報提供について	○ウェブサイト、テレビで洪水予報、河川水位、カメラ映像、気象情報を提供している。 ○指定河川洪水予報等について、一斉指令システム等により関係機関へ通知している。 ○防災わかやまメールで河川水位情報等を配信している。 ●より詳細な情報共有が必要である。	G
水防体制	○水防資機材の点検を毎年実施し、補充を行っている。 ○水防訓練を実施している。 ○防災ステーションを整備している。 ●より円滑な水防活動を実施する必要がある。 ●水防団員が減少すると、十分な水防活動を行えない。 ●水門・樋門等の情報共有が出来ておらず、運用に支障を来す恐れがある。	H
庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応について	○庁舎の耐水化は概ね実施している。 ○災害拠点病院との連絡体制が概ね確立されている。 ●災害拠点病院との情報伝達体制の確立が必要である。 ●想定最大規模の浸水時の防災機能確保の検討が必要である。	I

#### ③氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する事項

項目	○現状 と ●課題	課題整理記号
排水施設、排水資機材の操作・運用について	○海草、那賀、伊都、西牟婁建設部にポンプ車を配備（県）している。 ○各市町で消防用ポンプを所有している。 ○排水施設（箕川ポンプ場等）を整備している。 ●水害の頻発・激甚化に対して、排水機材や排水施設が不足・機能しない可能性がある。 ●水門、樋門等の操作規則が明確となっていない施設で、適切な操作ができない可能性がある。	J

#### ④河川管理施設の整備に関する事項

項目	○現状 と ●課題	課題整理記号
河川管理施設の整備状況	○流下能力対策等の河川改修を実施している。 ○県管理河川に水位計・WEBカメラを設置している。 ○排水施設（箕川ポンプ場等）を整備している。 ○有田川上中島地区河川防災ステーションを整備している。 ●河川の計画規模に対し流下能力が不足している区間がある。 ●未整備区間の完成には時間・費用を要する。 ●現在の水位計、WEBカメラの設置箇所のみでは氾濫の危険性を正確に把握できない恐れがある。 ●想定最大規模の浸水に対する水防資機材倉庫の有効性の検討が必要である。	K

#### ⑤被災後の早期復旧・復興に関する事項

項目	○現状 と ●課題	課題整理記号
被災者支援について	○災害時気象支援資料、被災状況等の資料を提供している。 ●想定最大規模の浸水に対する有効性を確認する必要がある。	L

## 5.減災のための目標

有田地域は、治水安全度が未だに低く、大規模な浸水が生じた場合には、甚大な被害が発生する恐れがある。そのため、「円滑かつ迅速な避難」、「的確な水防活動」、「円滑かつ迅速な氾濫水の排水」を実現するため、各構成機関が連携して平成33年度までに達成すべき減災のための目標は以下のとおりとした。

### 【5年間で達成すべき目標】

有田地域では、昭和28年7月の梅雨前線による豪雨の経験から水防災意識は高い。その中、今後起こりうる大規模氾濫における有田地域の住民の安全・安心をより確実なものにするため、「水害に強い地域」をつくるための水防災意識の更なる向上と、現在及び将来世代に確実に普及・継承することを目指す。

上記目標達成に向け、以下の項目を柱とした取組を実施する。

- 洪水に対する意識の啓発及び普及
- 避難時間の確保
- 迅速・的確な行動の備え

## 6.概ね5年間で実施する取組

本協議会では、前述の「洪水に対する意識の啓発および普及」「避難時間の確保」「迅速・的確な行動への備え」を柱とし、各構成機関が今後5年間で実施していく取組内容をとりまとめるにあたり、「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について」等に示された実施すべき対策について、現在すでに取組まれている内容やその取組み時の課題・改善点を抽出するとともに、新たな取組が必要な内容についても、現在考えられる課題を整理した上でより実効性のある内容となるよう議論した。

各構成機関が実施する主な取組項目については、以下のとおりである。

### ①情報伝達、避難計画等に関する事項

主な取組項目		目標時期	取組機関	課題の対応
想定される浸水リスクの周知	・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図の公表（有田川、山田川、広川）	平成32年度	和歌山県	A
	・把握している浸水実績を改めて整理し、ハザードマップ等を通じて住民に周知	平成32年度	有田市、湯浅町、広川町、有田川町	A
避難場所・避難経路について	・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図に基づく、ハザードマップの作成	平成32年度	有田市、湯浅町、広川町、有田川町	B
	・分かり易く、利活用されるハザードマップの作成、周知に向けた検討	平成32年度	有田市、湯浅町、広川町、有田川町	B
	・避難場所等周知のための標識の設置、避難誘導に係る案内板・誘導灯の検討、確認及び設置	継続実施	有田川町	B
	・広域避難計画の検討	継続実施	有田市、湯浅町、広川町、有田川町	B
避難勧告等の発令について	・避難勧告等の発令に着目したタイムラインの策定	平成31年度	和歌山県、有田市、湯浅町、広川町、有田川町、和歌山地方気象台	C
	・洪水時の河川状況等を河川管理者と関係市町が直接伝達するホットラインの取組	継続実施	和歌山県、有田市、湯浅町、広川町、有田川町	C
	・タイムラインの検証と改善	継続実施	和歌山県、有田市、湯浅町、広川町、有田川町、和歌山地方気象台	C
	・洪水予報河川、水位周知河川に係る検討及び水位設定の調整	平成30年度	和歌山県	C
	・一斉指令システム等による指定河川洪水予報等の関係機関への通知	継続実施	和歌山県、和歌山地方気象台	C

住民等への 情報伝達体 制や方法に ついて	・防災行政無線のデジタル化	平成 32 年度	有田市、有田川町	D
	・緊急速報メール、ICT を活用した情報提供	継続実施	和歌山県、有田市、湯浅町、広川町、有田川町、和歌山地方気象台	D
	・防災ポータルアプリの開発	平成 30 年度	和歌山県	D
	・ウェブサイト、テレビで洪水予報、河川水位、カメラ映像、気象情報を提供	継続実施	和歌山県、有田川町、和歌山地方気象台	D
	・防災わかやまメールで河川水位情報を配信	継続実施	和歌山県	D
避難誘導體 制について	・避難行動要支援者の個別計画作成の促進	継続実施	有田市、湯浅町、広川町、有田川町	E
	・避難行動要支援者の参加する避難訓練の実施	継続実施	有田市、湯浅町、広川町、有田川町	E
	・要配慮者利用施設管理者等へ説明会等を実施	継続実施	和歌山県	E
	・要配慮者利用施設の地域防災計画への記載	平成 32 年度	有田市、湯浅町、広川町、有田川町	E
	・要配慮者利用施設への通知と計画の確認	継続実施	和歌山県、有田市、湯浅町、広川町、有田川町	E
防災に関する啓発活動 について	・自治会単位での啓発活動の実施 ・避難対策ワークショップの実施 ・防災（水防）訓練の実施	継続実施	和歌山県、有田市、湯浅町、広川町、有田川町、和歌山地方気象台	F
	・出前講座等の実施	継続実施	和歌山県、有田市、湯浅町、広川町、有田川町、和歌山地方気象台	F
	・「和歌山県防災教育指導の手引き」の更新	平成 31 年度	和歌山県、和歌山地方気象台	F
	・小中学校と連携した防災教育の実施	継続実施	和歌山県、有田市、湯浅町、広川町、有田川町、和歌山地方気象台	F

②水防に関する事項

主な取組項目		目標時期	取組機関	課題の 対応
河川水位等の 情報提供 について	・水位計（水位計・量水標等）、河川監視用カメラの追加整備（有田川、山田川、広川）	継続実施	和歌山県	G
	・ウェブサイト、テレビで洪水予報、河川水位、カメラ映像、気象情報を提供	継続実施	和歌山県、有田川町、和歌山地方気象台	G
	・指定河川洪水予報等について、一斉指令システム等により関係機関へ通知	継続実施	和歌山県、和歌山地方気象台	G
水防体制	・共同点検の実施（重要水防箇所及び水防資材の確認）	継続実施	和歌山県、有田市、湯浅町、広川町、有田川町、和歌山地方気象台	H
	・水防資機材の整備	継続実施	和歌山県、有田市、湯浅町、広川町、有田川町	H
	・連絡体制の再確認と伝達訓練	継続実施	和歌山県、有田市、湯浅町、広川町、有田川町、和歌山地方気象台	H
	・水防訓練の実施	継続実施	和歌山県、有田市、湯浅町、広川町、有田川町、和歌山地方気象台	H
	・水防団間での連携、協力に関する検討	継続実施	有田市、湯浅町、広川町、有田川町	H
	・水防に関する広報等、人材確保の取組	継続実施	有田市、湯浅町、広川町、有田川町	H
	・水門、樋門、排水施設等の確実かつ的確な運用体制の確保	継続実施	和歌山県、有田市、湯浅町、広川町、有田川町	H
	・有田川上中島地区河川防災ステーションの適切な維持・活用の実施	継続実施	和歌山県、有田川町	H
庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応 について	・庁舎、災害拠点病院等との情報伝達体制の確立	継続実施	和歌山県、有田市、湯浅町、広川町、有田川町	I

③氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する事項

主な取組項目		目標時期	取組機関	課題の対応
排水施設、排水資機材の操作・運用について	・現況施設、保有資機材の情報共有	継続実施	和歌山県、有田市、湯浅町、広川町、有田川町	J
	・水門、樋門、排水施設等の確実かつ確かな運用体制の確保及び点検・維持管理の実施	継続実施	和歌山県、有田市、湯浅町、広川町、有田川町	J
	・排水計画の策定	継続実施	有田市	J
	・排水ポンプ車、可搬式ポンプの配備に係る検討	継続実施	和歌山県、有田市、湯浅町、広川町、有田川町	J

④河川管理施設の整備に関する事項

主な取組項目		目標時期	取組機関	課題の対応
河川管理施設の整備状況	・河川整備計画に基づく河川整備の推進（有田川）	継続実施	和歌山県	K
	・水位計（水位計・量水標等）、河川監視用カメラの整備（有田川、山田川、広川）	継続実施	和歌山県	K
	・防災用資機材倉庫の整備	継続実施	広川町、有田川町	K

⑤被災後の早期復旧・復興に関する事項

主な取組項目		目標時期	取組機関	課題の対応
被災者支援について	・想定最大規模の浸水に対する、地域防災計画における被災者支援の確認、見直し	継続実施	和歌山県、和歌山地方気象台	L

7.フォローアップ

各機関の取組方針については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映することなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むことが重要である。

そのため、適宜幹事会を開催し取組状況及び課題を共有し取組内容の進捗を図るとともに、原則として、本協議会を毎年出水期前までに開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて技術開発の動向等を収集した上で取組方針を見直すこととする。

また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。

主な取組項目		目標時期	有田市	湯浅町	広川町	有田川町	和歌山県	
①情報伝達、避難計画等に関する事項								
想定される浸水リスクの周知	・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図の公表(有田川、山田川、広川)	平成32年度(令和2年度)	-	-	-	-	◎	
	・把握している浸水実績を改めて整理し、ハザードマップ等を通じて住民に通知	平成32年度(令和2年度)	◎	◎	◎	◎	-	
避難場所・避難経路について	・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図に基づく、ハザードマップの作成	平成32年度(令和2年度)	◎	◎	◎	◎	-	
	・分かり易く、利活用されるハザードマップの作成、周知に向けた検討	平成32年度(令和2年度)	◎	◎	◎	◎	-	
	・避難場所等周知のための標識の設置、避難誘導に係る案内板・誘導灯の検討、確認及び設置	継続実施	-	-	-	○	-	
	・広域避難計画の検討	継続実施	○	○	○	○	-	
避難勧告等の発令について	・避難勧告等の発令に着目したタイムラインの策定	平成31年度(令和元年度)	◎	◎	◎	◎	◎	
	・洪水時の河川状況等を河川管理者と関係市町が直接伝達するホットラインの取組	継続実施	○	○	○	○	○	
	・タイムラインの検証と改善	継続実施	○	○	○	○	○	
	・洪水予報河川、水位周知河川に係る検討及び水位設定の調整	平成30年度	-	-	-	-	◎	
住民等への情報伝達体制や方法について	・一斉指令システム等による指定河川洪水予報等の関係機関への通知	継続実施	-	-	-	-	○	
	・防災行政無線のデジタル化	平成32年度(令和2年度)	◎	-	-	◎	-	
	・緊急速報メール、ICTを活用した情報提供	継続実施	○	○	○	○	○	
	・防災ポータルアプリの開発	平成30年度	-	-	-	-	◎	
避難誘導體制について	・ウェブサイト、テレビで洪水予報、河川水位、カメラ映像、気象情報を提供	継続実施	-	-	-	○	○	
	・防災わかやまメールで河川水位情報を配信	継続実施	-	-	-	-	○	
	・避難行動要支援者の個別計画作成の促進	継続実施	○	○	○	○	-	
	・避難行動要支援者の参加する避難訓練の実施	継続実施	○	○	○	○	-	
防災に関する啓発活動について	・要配慮者利用施設管理者等へ説明会等を実施	継続実施	-	-	-	-	○	
	・要配慮者利用施設の地域防災計画への記載	平成32年度(令和2年度)	◎	◎	◎	◎	-	
	・要配慮者利用施設への通知と計画の確認	継続実施	○	○	○	○	○	
	・自治会単位での啓発活動の実施	継続実施	○	○	○	○	○	
水防に関する事項	・避難(水防)訓練の実施	継続実施	○	○	○	○	○	
	・出前講座等の実施	継続実施	○	○	○	○	○	
	・「和歌山県防災教育指導の手引き」の更新	平成31年度(令和元年度)	-	-	-	-	◎	
	・小中学校と連携した防災教育の実施	継続実施	○	○	○	○	○	
河川水位等の情報提供について	・水位計(水位計・量水標等)、河川監視用カメラの追加整備(有田川、山田川、広川)	継続実施	-	-	-	-	○	
	・ウェブサイト、テレビで洪水予報、河川水位、カメラ映像、気象情報を提供	継続実施	-	-	-	○	○	
	・指定河川洪水予報等について、一斉指令システム等により関係機関へ通知	継続実施	-	-	-	-	○	
	水防体制	・共同点検の実施(重要水防箇所及び水防資材の確認)	継続実施	○	○	○	○	○
		・水防資材の整備	継続実施	○	○	○	○	○
		・連絡体制の再確認と伝達訓練	継続実施	○	○	○	○	○
		・水防訓練の実施	継続実施	○	○	○	○	○
・水防団体での連携、協力に関する検討	継続実施	○	○	○	○	-		
・水防に関する広報等、人材確保の取組	継続実施	○	○	○	○	-		
・水門、樋門、排水施設等の確実かつ的確な運用体制の確保	継続実施	○	○	○	○	○		
庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応について	・有田川上中島地区河川防災ステーションの適切な維持・活用の実施	継続実施	-	-	-	○	○	
	・庁舎、災害拠点病院等との情報伝達体制の確立	継続実施	○	○	○	○	○	
③氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する事項								
排水施設、排水資材の操作・運用について	・現況施設、保有資材の情報共有	継続実施	○	○	○	○	○	
	・水門、樋門、排水施設等の確実かつ的確な運用体制の確保及び点検・維持管理の実施	継続実施	○	○	○	○	○	
	・排水計画の策定	継続実施	○	-	-	-	-	
	・排水ポンプ車、可搬式ポンプの配備に係る検討	継続実施	○	○	○	○	○	
④河川管理施設の整備に関する事項								
河川管理施設の整備状況	・河川整備計画に基づく河川整備の推進(有田川)	継続実施	-	-	-	-	○	
	・水位計(水位計・量水標等)、河川監視用カメラの整備(有田川、山田川、広川)	継続実施	-	-	-	-	○	
	・防災用資材倉庫の整備	継続実施	-	-	○	○	-	
⑤被災後の早期復旧・復興に関する事項								
被災者支援について	・想定最大規模の浸水に対する、地域防災計画における被災者支援の確認、見直し	継続実施	-	-	-	-	○	

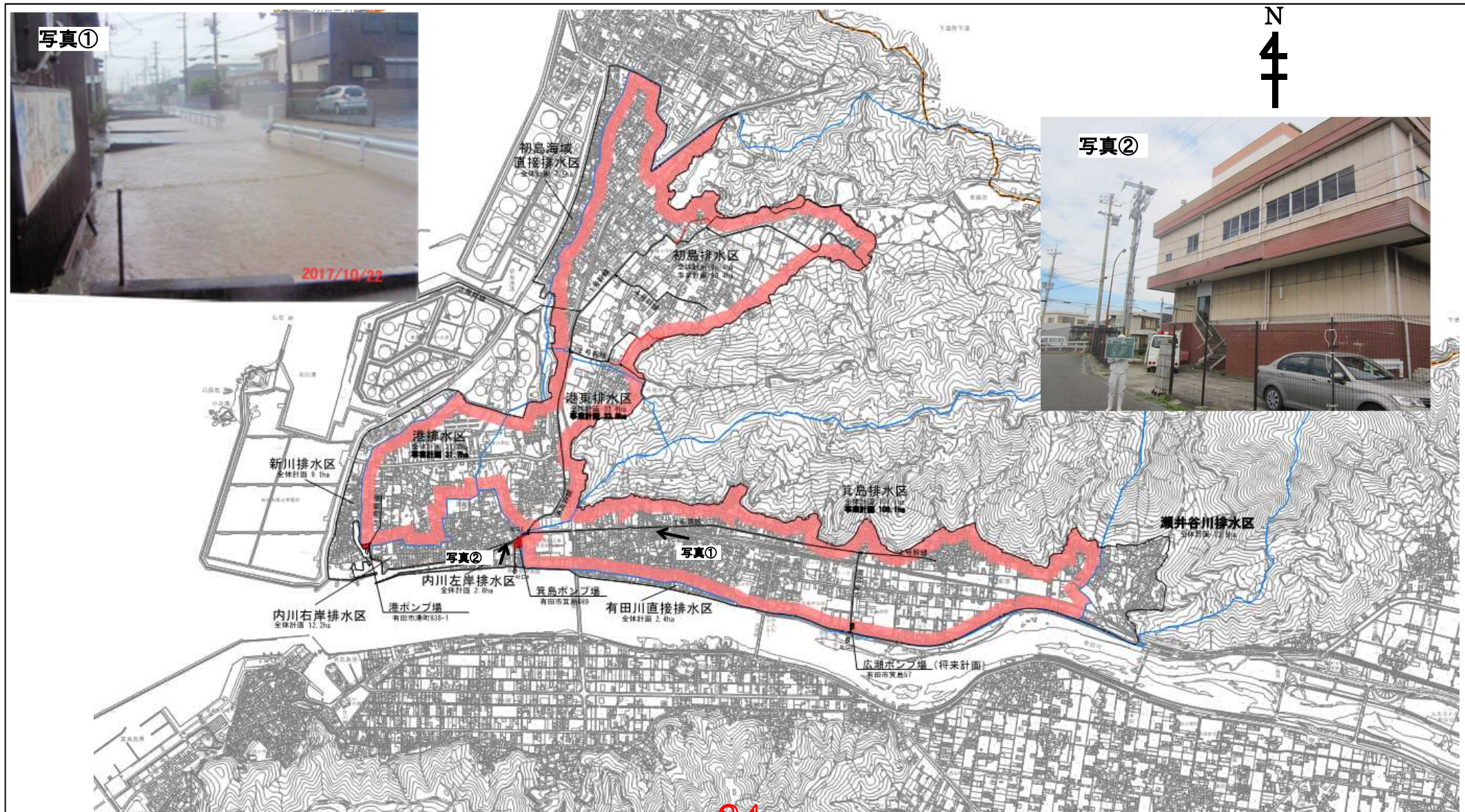
# H30-R3の有田地域の減災に係る 取組方針(第1期)の取組事例

③ 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する事項  
◆ 排水施設、排水資機材の操作・運用について

取組内容

- 浸水被害の軽減を図るため、初島排水区の雨水管渠の整備・箕島ポンプ場のポンプ増設。また、施設の持続的な機能確保を行うため、老朽化施設の改築を実施。

取組概要





取組内容

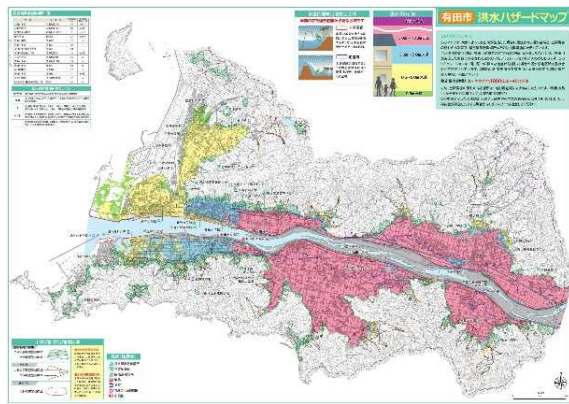
①情報伝達、避難計画等に関する事項

- ◆避難場所・避難経路について
- ◆避難誘導體制について
- ◆防災に関する啓発活動について

- 想定最大規模の洪水ハザードマップの作成
- 自治会向け「コミュニティタイムライン」講演会の実施
- 民間の避難ビルを活用した避難訓練の実施
- 小中学校と連携した防災学習の実施

取組概要

想定最大規模の洪水ハザードマップの作成



令和3年3月に洪水ハザードマップ【想定最大規模】を作成。電子媒体もHPで公表済。

【 洪水ハザードマップ 】

自治会向け「コミュニティタイムライン」講演会の実施



自治会向けに「大雨・台風から、地域のみんなが安全に避難できるためのコミュニティタイムラインをつくろう」と題して講演会を実施。

【 野地区タイムライン講演会 】

民間の避難ビルを活用した避難訓練の実施



野地区自主防災組織と連携し、地区内の民間企業様のご協力を得て、災害弱者である高齢者を対象とした避難訓練を地域一体となり実施。避難場所の確認や、地区内高齢者が登録している緊急安心カードの効果確認を検証することを目的に訓練を実施した。

【 避難ビルを活用した避難訓練 】

小中学校と連携した防災学習の実施



市内の各学校と連携し、資機材の設置訓練・避難所体験を実施し、防災意識の向上を図った。

【 保田中学校防災学習 】

①情報伝達、避難計画等に関する事項  
◆防災に関する啓発活動について

## 取組内容

## ● 湯浅町防災フェスタの開催【日赤、早稲田、羽衣大学等と連携した防災教育の実施】

## 取組概要

- 令和元年度は湯浅町民に向けた防災フェスタを開催。早稲田大学、羽衣大学及び日本赤十字看護大学と協力して湯浅中学校や住民の方を交えてのフェスタとなった。
- 住民や湯浅中学校の生徒にさまざまな防災体験してもらいながら防災について考えてもらう目的で実施した。
- 落語家の桂枝曾丸さんをお招きしての「防災落語」や夜の避難訓練を実施した。

## 今後の計画

- 洪水・土砂災害ハザードマップの作製
- 今後定期的に住民の方を交えての防災活動を実施予定。

## 当日の主な活動



VR体験や避難所運営ゲームで学び、体験しました。



自主防災組織のみなさんによる炊き出し訓練、湯浅中学校の生徒による非常食試食コーナーを開設しました。

「桂枝曾丸と学ぶもしもの備え」と題し、防災にまつわる落語・絵解き説法をお話しいただきました。



取組内容

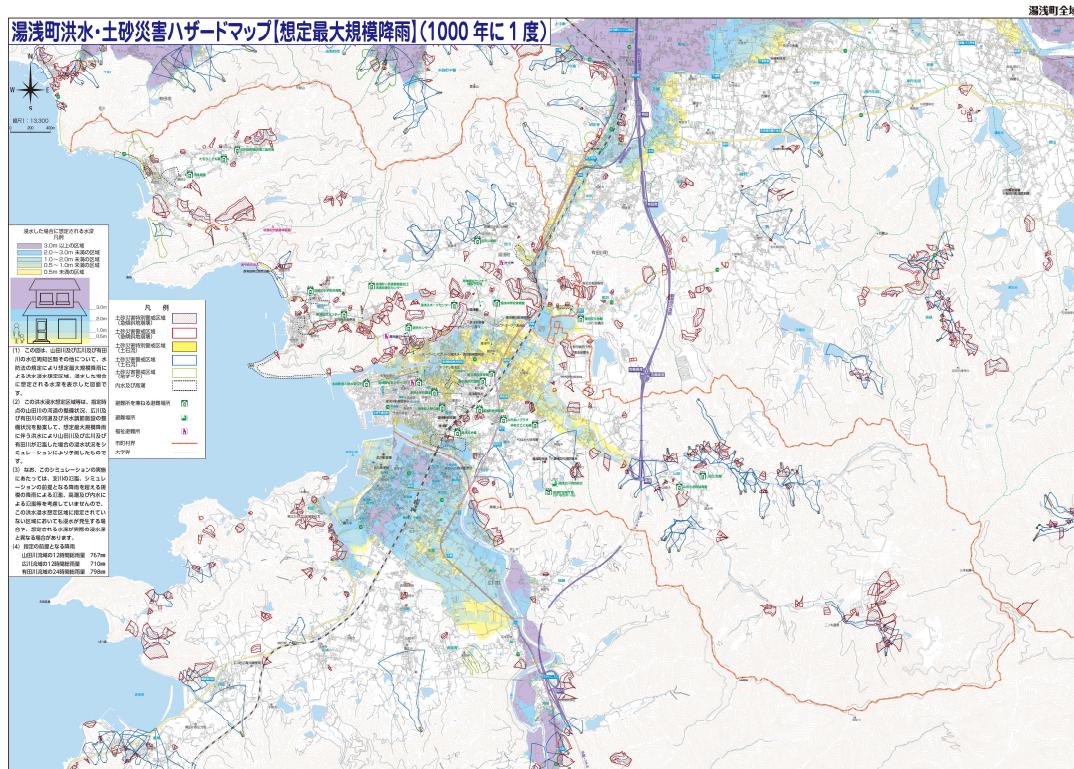
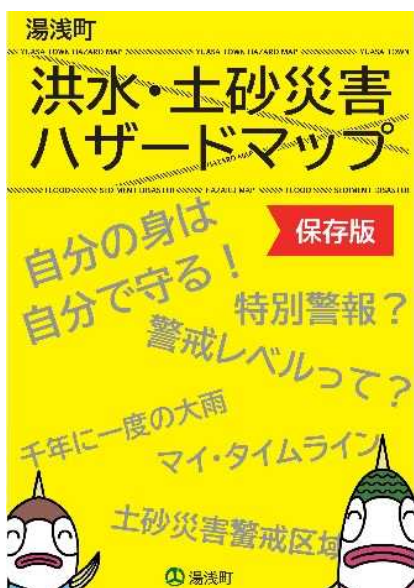
①情報伝達、避難計画等に関する事項

- ◆避難場所・避難経路について
- ◆避難勧告等の発令について

- ハザードマップの作成・配布 ●住民周知 ●タイムラインの改善

取組概要

- 湯浅町では、令和3年5月に土砂災害と有田川、山田川、広川の想定最大規模降雨に対応したハザードマップを作成・配布
- 湯浅町広報誌において住民への周知を実施。
- 町民の避難行動の一助となるように、マイ・タイムラインを記入できる欄を記載している。



①情報伝達、避難計画等に関する事項

- ◆避難場所・避難経路について
- ◆防災に関する啓発活動について

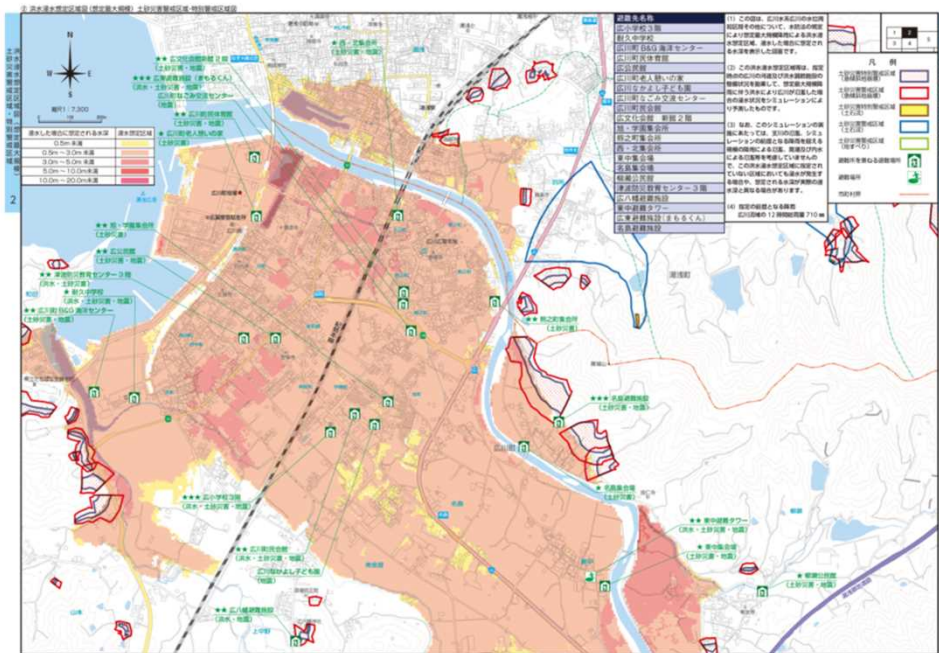
取組内容

●ハザードマップの作成・配布

●避難路の整備

取組概要

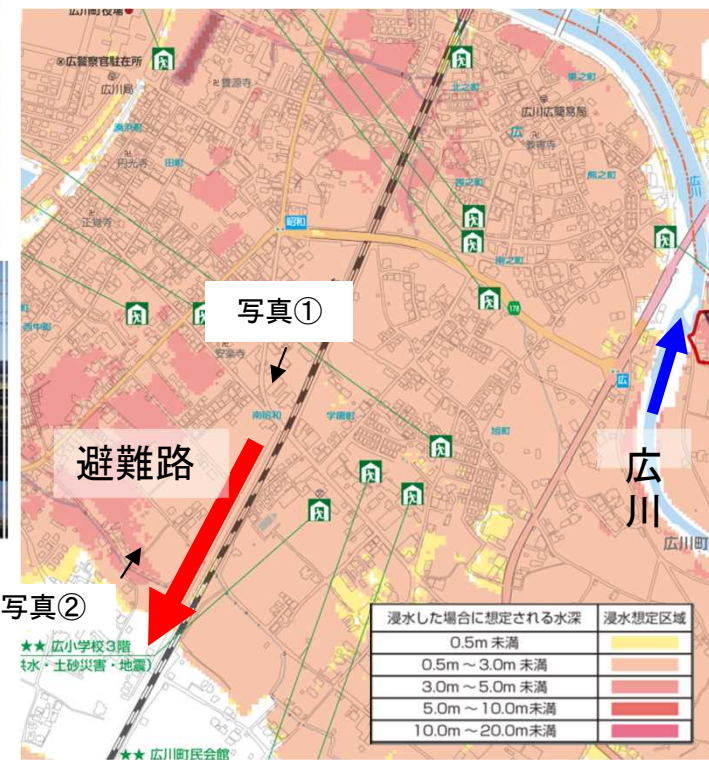
- 広川町では、令和3年3月に土砂災害と広川の想定最大規模降雨に対応したハザードマップを作成・配布。
- ワークショップや小学校等の防災教育時に使用している。



想定最大規模降雨に対応した洪水ハザードマップ

●広川町では、広川の浸水想定区域から避難するための紀勢避難路を整備。

- ・路線名：広西61号線
- ・供用開始：H26年6月4日
- ・延長：414.3m



取組内容

- ①情報伝達、避難計画に関する事項
  - ◆住民等への情報伝達体制や方法について ◆防災に関する啓発活動について
- ②水防に関する事項
  - ◆水防体制

- 緊急速報メール、HP、SNS等を活用した情報提供
- 避難対策ワークショップの実施
- 小中学校と連携した防災教育の実施
- 水防資機材の整備【土のう整備】

緊急速報メール、HP、SNS等を活用した情報提供



避難勧告等の発令時に、緊急速報メールやHP、SNSを利用し、わかりやすい情報提供に努めた

小中学校と連携した防災教育の実施



町内の各学校と連携し、避難所宿泊体験や資機材設置訓練、防災知識の講習を通じて防災意識の向上を図った。

名島地区への新避難施設及び消防車庫建設



名島地区への新避難施設及び消防車庫の移設事業。避難施設は川を遡上してくる津波避難対策、消防車庫は浸水域内から高台への移設をし、津波や洪水への対応を強化した。

土のう整備



過去の氾濫実績から、台風等による氾濫が予想される箇所に土のうを配置した。

取組内容

①情報伝達、避難計画等に関する事項

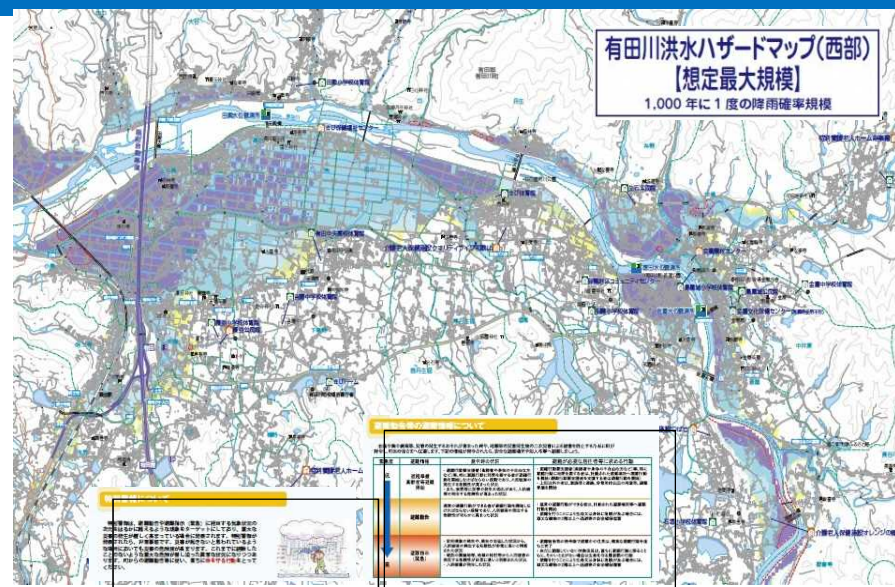
- ◆想定される浸水リスクの周知 ◆避難勧告等の発令について
- ◆住民等への情報伝達体制や方法について ◆防災に関する啓発活動について

②水防に関する事項

- ◆河川水位等の情報提供について ◆水防訓練の実施

- 想定最大規模の洪水ハザードマップの周知 ●タイムラインの策定
- 防災行政無線デジタル化改修事業(平成29年度～令和2年度)
- 自主防災組織研修会等の研修会の実施
- 出前講座等の実施 ●水防訓練の実施

想定最大規模の洪水ハザードマップの周知



平成31年3月18日に有田川洪水ハザードマップ【想定最大規模】を作成し、平成31年4月に町内全世帯に紙媒体で配布済。電子媒体もHPで公表済。

平成の寺子屋事業の実施

令和2年2月8日に有田郡市1市3町及び有田振興局、各消防機関と合同で住民を対象とした水害対策の研修会を実施。西日本豪雨で被災した広島県坂町職員を講師に招き、水害対策の研修を実施した。



自主防災組織研修会の実施

令和元年6月22日、自主防災組織を対象に研修会を実施した。町からは、警戒レベル、想定最大規模洪水ハザードマップ及び避難行動等の啓発及び説明を実施した。



取組内容

- ①情報伝達、避難計画等に関する事項
  - ◆住民等への情報伝達体制や方法について
- ②水防に関する事項
  - ◆河川水位等の情報提供について

●水位情報等の周知(カメラ・水位計の設置、防災アプリ)

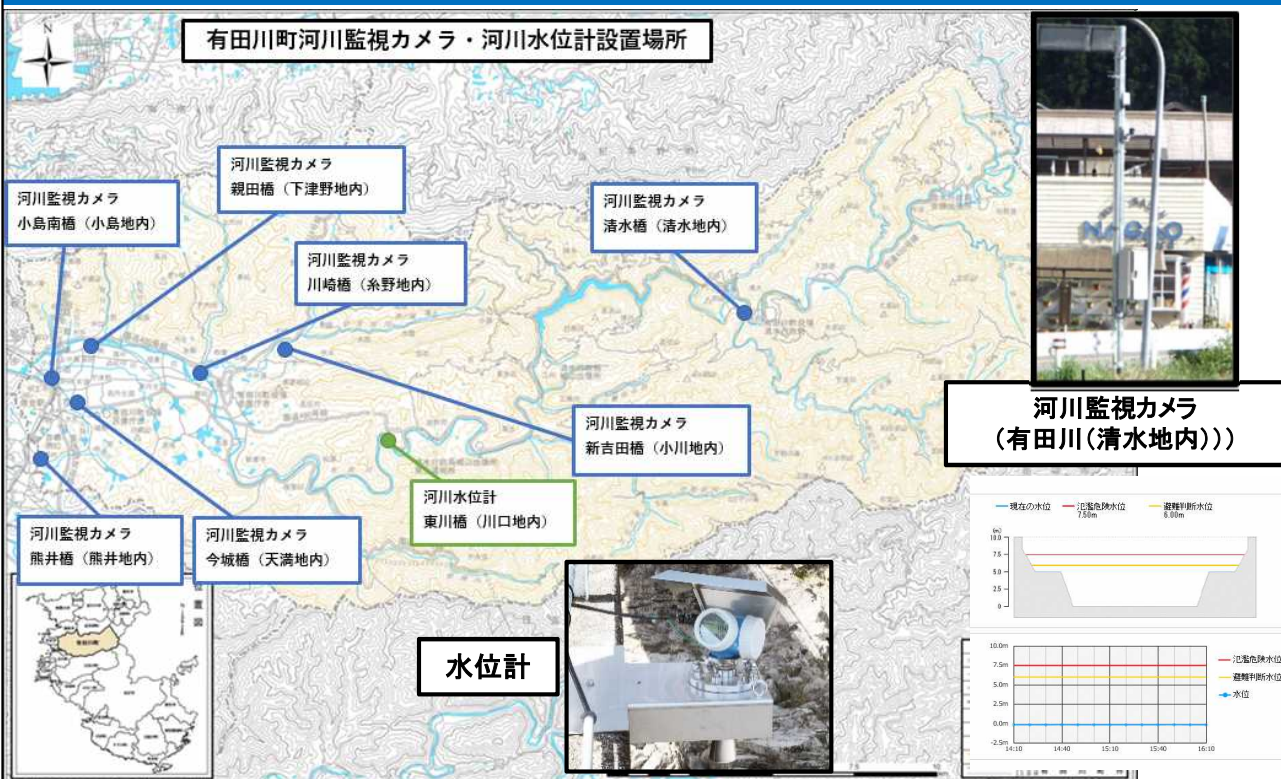
取組概要

●有田川町では、町内の7箇所にて河川監視カメラを、有田川の1箇所にて水位計を設置し、町のホームページやアプリ(ありがたわ防災・行政ナビ)により、住民への情報提供を行い、住民避難の体制を強化させている。

○河川監視カメラ(7箇所):有田川(清水地内)、早月谷川中流・下流、鳥尾川、天満川中流・下流、熊井川

○河川水位計設置(1箇所):有田川(川口地内)

河川カメラ(7箇所)・水位計(1箇所)の設置



ありがたわ防災・行政ナビ

有田川町公式のスマートフォンアプリを開発。

防災行政無線放送内容を受信できるほか、各種ハザードマップや防災マップ、広報誌、行政情報も掲載しており、平常時も役立つ様々な機能を備えている。



取組内容

①情報伝達、避難計画等に関する事項

■想定される浸水リスクの周知

・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図の公表

●想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図の公表

取組概要

【目的】

○想定を超える洪水氾濫が発生するなか、計画や施設能力を上回る洪水氾濫に対し、人命を守るなど被害の軽減を図ることを目的として、想定し得る最大規模降雨による洪水を想定し、住民の安全な避難行動、災害拠点の機能確保などを推進するもの。(平成27年水防法改正)

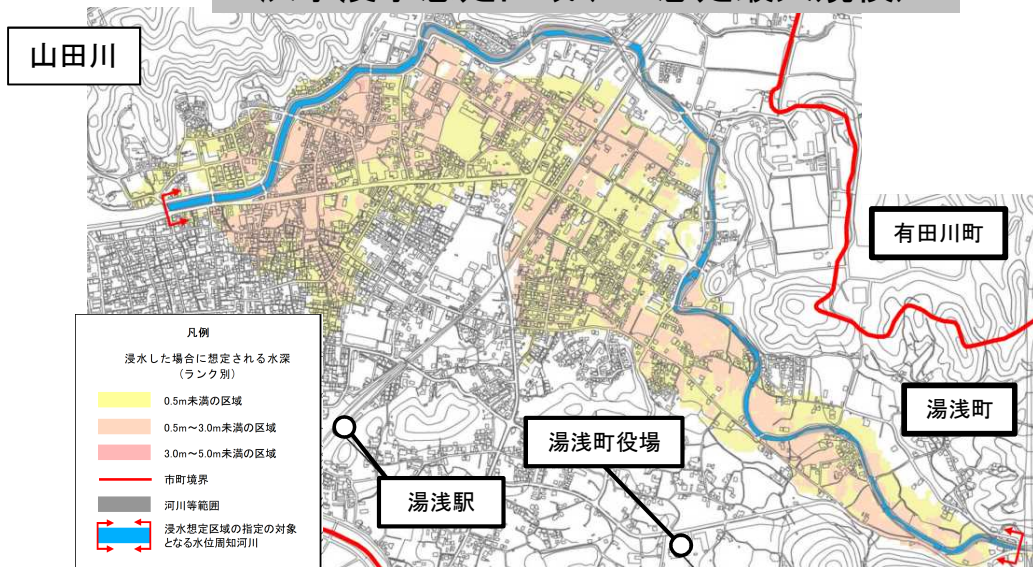
【公表時期】

○有田川は平成31年2月に公表。山田川、広川は令和2年2月に公表。

【ハザードマップ】

○関係市町においては、想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図に基づくハザードマップを作成。

洪水浸水想定区域(L2:想定最大規模)



洪水浸水想定区域(L2:想定最大規模)





「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく

## 有田地域等の減災に係る取組方針(第2期)

平成30年7月31日(第1期作成)

令和4年2月21日(第2期作成)

有田地域等における大規模氾濫減災協議会

和歌山県、有田市、かつらぎ町、高野町、湯浅町、広川町、有田川町、  
近畿中国森林管理局、森林整備センター、和歌山地方气象台、  
近畿地方整備局、関西電力株式会社

---

---

## 目次

1.	はじめに .....	1
2.	本協議会の構成員 .....	3
3.	本協議会の地域の概要と主な課題 .....	4
3.1	本協議会の地域における主な災害 .....	4
3.2	本協議会の地域の主な河川の概要 .....	5
4.	現在の取組状況、課題 .....	6
5.	減災のための目標 .....	9
6.	概ね5年間で実施する取組 .....	10
7.	フォローアップ .....	11

---

## 1.はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨では、鬼怒川下流部の堤防決壊などにより、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が生じた。また、これらに避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほど多数の孤立者が発生した。

また、平成 28 年 8 月には台風 10 号等の一連の台風によって、多くの中小河川において氾濫が発生し、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済損失が発生した。

このようなことから、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」及び「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方」について諮問がなされ、平成 27 年 12 月 10 日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」、平成 29 年 1 月に「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について」が答申がなされた。また、これら水防災意識社会の再構築の取組をさらに推進するため、平成 29 年 6 月の水防法等改正において、同法第 15 条 10 項に都道府県大規模氾濫減災協議会が位置付けられた。

それらを受け、昭和 28 年 7 月の梅雨前線豪雨により甚大な被害を経験した有田地域では関係機関が連携・協力し、減災に向けた取組を推進するため、平成 29 年 7 月 21 日に「有田地域における大規模氾濫減災協議会」（以下「本協議会」という。）を設立した。

本協議会では、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨等における水害対応の状況とその課題を踏まえ、平成 30 年 7 月 31 日に、円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動等、大規模氾濫時の減災対策として各構成機関が計画的・一体的に取り組む事項を抽出し、「有田地域の減災に係る取組方針」（以下「取組方針」という。）としてとりまとめた。

また、近年には、平成 30 年 7 月豪雨、令和元年東日本台風など、毎年のように度重なる豪雨、台風による洪水被害を受け、気候変動よるリスクが顕在化してきた。気候変動による降雨量の増加等が懸念されることを踏まえ、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して、「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について」が諮問され、令和 2 年 7 月に答申がとりまとめられた。そのため、これまで進めてきた「水防災意識社会」の再構築の取組をさらに一歩進め、気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえてあらゆる関係者（国・都道府県・市町村・企業・住民等）が協働して流域全体で対応する「流域治水」への転換を進めることとなり、当協議会において、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うこととなった。

平成 30 年 7 月 31 日にとりまとめた「取組方針」については、平成 33 年度（令和 3 年度）までの目標年度とし、取組を進めてきたところであるが、引き続き洪水に関する意識の啓発及び普及のため、今後も減災に係る取組を継続していく必要がある。そのため、これまでの「取組方針」を第 1 期として位置付け、各機関の取組状況を把握した上で、「取組が完了した項目」、

---

「継続的に実施する項目」、「新規に実施する項目」に整理し、今回、新たに令和4年度～令和8年度までを第2期の「取組方針」としてとりまとめた。

今後、本協議会の各構成機関は、本取組方針に基づき連携して減災対策及び流域治水に取り組み、毎年協議会を開催し、進捗状況のフォローアップを行うこととする。

なお、本取組方針は、本協議会規約第5条に基づき、有田地域（有田市、湯浅町、広川町、有田川町）及び有田川流域であるかつらぎ町、高野町を対象に作成したものである。

## 2.本協議会の構成員

本協議会の構成員とそれぞれ構成員が所属する機関（以下「構成機関」という。）は、以下のとおりである。

構成機関	構成委員
有田市	市長
かつらぎ町	町長
高野町	町長
湯浅町	町長
広川町	町長
有田川町	町長
近畿中国森林管理局 和歌山森林管理署	署長
森林整備センター 和歌山水源林整備事務所	所長
和歌山地方気象台	台長
和歌山県 総務部 危機管理局	局長
和歌山県 農林水産部 農林水産政策局	局長
和歌山県 農林水産部 森林・林業局	局長
和歌山県 県土整備部 河川・下水道局	局長
和歌山県 県土整備部 都市住宅局	局長
和歌山県 県土整備部 港湾空港局	局長
和歌山県 伊都振興局	局長
和歌山県 有田振興局	局長
(オブザーバー)	
国土交通省 近畿地方整備局 河川部	地域河川調整官
関西電力株式会社 再生可能エネルギー事業本部	所長
田辺水力センター	

---

### 3.本協議会の地域の概要と主な課題

本協議会の地域は、本県の北部に位置し、北は長峰山脈を境に紀の川流域と、東は奈良県と、南は白馬山脈を境に日高地方と隣接し、西は紀伊水道に面している。

対象地域は下記の図のとおりである。



本協議会の地域は1市5町で構成され、面積は約600km²で、本県の約1割を占めており、洪水予報河川である有田川、水位周知河川である広川、山田川を含む48の2級河川を有し、河川整備計画等に基づく治水対策の推進と維持管理がなされている。

しかしながら、近年、頻発・激甚化する豪雨に備え、河川整備計画に基づく河川整備と、施設機能を上回る洪水であっても「犠牲者ゼロ」を実現するため、ハード・ソフト対策を一体的に推進する必要がある。

#### 3.1 本協議会の地域における主な災害

主な災害として、有田川流域では昭和28年7月の梅雨前線豪雨により、死者行方不明者555人、負傷者3,613人、家屋流出・全半壊5,186戸、床上浸水3,377戸、床下浸水3,514戸の甚大な被害が発生した他、昭和34年9月の伊勢湾台風、昭和36年9月の第二室戸台風などの洪水により甚大な被害を受けてきた。また近年では、平成23年9月の紀伊半島大水害で床上浸水7戸、床下浸水3戸、広川では平成27年7月の台風11号で床下浸水1戸の被害を受けた。

---

### 3.2 本協議会の地域の主な河川の概要

本協議会の地域における主な河川は以下のとおり

河川名	流域面積	流路延長	流域市町	河川整備計画
有田川	467.8km ²	94km	有田市 かつらぎ町 高野町 有田川町	有田川水系河川整備計画 H27.10.21
広川	52.5km ²	18.7km	広川町 湯浅町	広川水系河川整備計画 H31.3.27
山田川	17.7km ²	7.0km	湯浅町	—

#### 4.現在の取組状況、課題

平成27年9月関東・東北豪雨や平成28年8月の台風10号等一連の台風に伴う水害において、多数の犠牲者が発生する要因の一つとなった、避難情報の発令の遅れや住民の自主的避難が十分でなかったこと、また十分な水防活動ができなかったことは、これまでの水害対策における課題を浮き彫りにした。

上記を鑑み、本協議会では洪水の浸水想定等のリスク情報を共有するため、各構成機関がそれぞれ又は連携して実施している現在の減災に係る取組状況及び課題を以下のとおり整理した。

##### ① 情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	○現状 と ●課題	課題整理記号
想定される浸水リスクの周知について	○有田川、広川、山田川の想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図を公表している。(第1期取組) ○過去の浸水実績を整理し、ハザードマップ等で住民に周知している。(第1期取組)	
	●水害リスク情報の空白域が存在している。	A
避難場所・避難経路について	○有田川、広川、山田川の想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図に基づく、ハザードマップを公表し、避難場所等を示している。(第1期取組) ○避難誘導に係る案内看板・誘導灯などは概ね整備されている。	
	●有田川、広川、山田川以外の河川の想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図の公表に伴うハザードマップの作成、避難場所・避難経路の見直しが必要である。 ●避難場所・避難経路の見直しに伴う避難誘導に係る案内看板・誘導灯等の検討が必要である。 ●想定最大規模の浸水を考慮した広域避難の検討が必要である。	B
避難情報の発令について	○避難情報の発令基準、「和歌山県避難情報の判断・伝達マニュアル作成のモデル基準」を策定・改定している。 ○避難情報の発令に着目したタイムラインを策定している。(第1期取組) ○洪水時の河川状況等を河川管理者と関係市町が直接伝達するホットラインの取組を行っている。 ○洪水予報河川、水位周知河川の水位設定の検討・見直しを行った。(第1期取組) ○指定河川洪水予報等について、一斉指令システム等により関係機関へ通知している。	



	<ul style="list-style-type: none"> <li>●台風等の襲来に際し、事前の備えや出水への対応など、タイムラインの検証が必要である。</li> <li>●よりの確なタイミングで詳細な情報共有が必要である。</li> </ul>	C
住民等への情報伝達体制や方法について	<ul style="list-style-type: none"> <li>○防災行政無線のデジタル化整備を行った。(第1期取組)</li> <li>○緊急速報メール、ICTを活用した情報提供を行っている。</li> <li>○ウェブサイト、テレビで洪水予報、河川水位、カメラ映像、気象情報を提供している。</li> <li>○防災わかやまメールで河川水位情報を配信している。</li> <li>○防災ポータルアプリの開発を行った。(第1期取組)</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●よりの確なタイミングでの分かり易い情報提供が必要である。</li> </ul>	D
避難誘導體制について	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難行動要支援者名簿が作成されている。</li> <li>○要配慮者利用施設管理者等へ説明会等を実施している。</li> <li>○要配慮者利用施設を地域防災計画に記載した。(第1期取組)</li> <li>○要配慮者利用施設への通知と避難確保計画の確認を行っている。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●避難行動要支援者の避難誘導體制が十分でない。</li> <li>●要配慮者利用施設における避難確保計画の早期策定が必要である。</li> </ul>	E
防災に関する啓発活動について	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自治会単位での啓発活動、防災訓練を実施している。</li> <li>○出前講座を実施している。</li> <li>○「和歌山県防災教育の手引き」や、「防災ハンドブック」を作成し、防災教育を実施している。</li> <li>○避難対策ワークショップ運営の手引きを作成している。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●洪水災害に対する危機意識の更なる向上が必要である。</li> </ul>	F

## ②水防に関する事項

項目	○現状 と ●課題	課題整理記号
河川水位等の情報提供について	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ウェブサイト、テレビで洪水予報、河川水位、カメラ映像、気象情報を提供している。</li> <li>○指定河川洪水予報等について、一斉指令システム等により関係機関へ通知している。</li> <li>○防災わかやまメールで河川水位情報等を配信している。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●より詳細な情報共有が必要である。</li> </ul>	G
水防体制について	<ul style="list-style-type: none"> <li>○水防資機材の点検を毎年実施し、補充を行っている。</li> <li>○水防訓練を実施している。</li> <li>○防災ステーションを整備している。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●より円滑な水防活動を実施する必要がある。</li> <li>●水防団員が減少すると、十分な水防活動を行えない。</li> <li>●水門・樋門等の情報共有が出来ておらず、運用に支障を来す恐れがある。</li> </ul>	H

庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応について	○庁舎の耐水化は概ね実施している。 ○災害拠点病院との連絡体制が概ね確立されている。	I
	●想定最大規模の浸水時の防災機能確保の検討が必要である。	

### ③氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する事項

項目	○現状 と ●課題	課題整理記号
排水施設、排水資機材の操作・運用について	○海草、那賀、伊都、西牟婁建設部にポンプ車を配備（県）している。 ○各市町で消防用ポンプを所有している。 ○排水施設（箕川ポンプ場等）を整備している。	J
	●水害の頻発・激甚化に対して、排水機材や排水施設が不足・機能しない可能性がある。 ●水門、樋門等の操作規則が明確となっていない施設で、適切な操作ができない可能性がある。	

### ④被災後の早期復旧・復興に関する事項

項目	○現状 と ●課題	課題整理記号
被災者支援について	○災害時気象支援資料、被災状況等の資料を提供している。	K
	●想定最大規模の浸水に対する有効性を確認する必要がある。	

### ⑤河川管理施設等の整備に関する事項

項目	○現状 と ●課題	課題整理記号
河川管理施設等の整備状況について	○流下能力対策等の河川改修を実施している。 ○県管理河川に水位計・WEBカメラを設置している。 ○水防資機材倉庫は概ね整備されている。 ○排水施設（箕川ポンプ場等）を整備している。 ○有田川上中島地区河川防災ステーションを整備している。	L
	●河川の計画規模に対し流下能力が不足している区間がある。 ●未整備区間の完成には時間・費用を要する。 ●現在の水位計、WEBカメラの設置箇所のみでは氾濫の危険性を正確に把握できない恐れがある。 ●想定最大規模の浸水に対する水防資機材倉庫の有効性の検討が必要である。	

---

## 5.減災のための目標

本協議会の地域は、治水安全度が未だに低く、大規模な浸水が生じた場合には、甚大な被害が発生する恐れがある。そのため、「円滑かつ迅速な避難」、「的確な水防活動」、「円滑かつ迅速な氾濫水の排水」を実現するため、各構成機関が連携して令和8年度までに達成すべき減災のための目標は以下のとおりとした。

### 【5年間で達成すべき目標】

本協議会の地域では、昭和28年7月の梅雨前線による豪雨の経験から水防災意識は高い。その中、今後起こりうる大規模氾濫における本協議会の地域の住民の安全・安心をより確実なものにするため、第1期に引き続き「水害に強い地域をつくるための水防災意識の更なる向上と、現在及び将来世代に確実に普及・継承することを目指す。

上記目標達成に向け、以下の項目を柱とした取組を実施する。

- (1) 洪水に対する意識の啓発及び普及
- (2) 避難時間の確保
- (3) 迅速・的確な行動の備え
- (4) 『流域治水プロジェクト』の実施状況のフォローアップ

## 6.概ね 5 年間で実施する取組

本協議会では、前述の「(1) 洪水に対する意識の啓発及び普及」、「(2) 避難時間の確保」、「(3) 迅速・的確な行動への備え」、「(4) 『流域治水プロジェクト』の実施状況のフォローアップ」を柱とし、各構成機関が今後 5 年間で実施していく取組内容を取りまとめるにあたり、「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について」等に示された実施すべき対策について、現在すでに取り組まれている内容やその取り組み時の課題・改善点を抽出するとともに、新たな取組が必要な内容についても、現在考えられる課題を整理した上でより実効性のある内容となるよう議論した。

各構成機関が実施する主な取組項目については、以下のとおりである。

### (1)洪水に対する意識の啓発及び普及

#### ①情報伝達、避難計画等に関する事項

主な取組項目		目標時期	取組機関	課題の 対応
想定される 浸水リスク の周知につ いて	・有田川、山田川、広川以外の想定 最大規模降雨による洪水浸水想 定区域図の公表	令和 6 年度	和歌山県	A
	・想定最大規模降雨による雨水出水 浸水想定区域図の公表	令和 8 年度	有田市、高野町、 湯浅町	A
避難場所・ 避難経路に ついて	・想定最大規模の浸水想定区域図に 基づく、ハザードマップの作成	令和 8 年度	有田市、かつらぎ町、 高野町、湯浅町、 広川町、有田川町	B
	・分かり易く、利活用されるハザード マップの作成、周知に向けた検 討	継続的に実 施	有田市、かつらぎ町、 高野町、湯浅町、 広川町、有田川町	B
防災に関す る啓発活動 について	・自治会単位での啓発活動の実施 ・避難対策ワークショップの実施 ・防災（水防）訓練の実施	継続的に実 施	和歌山県、 有田市、かつらぎ町、 高野町、湯浅町、 広川町、有田川町、 和歌山地方气象台	F
	・出前講座等の実施	継続的に実 施	和歌山県、 有田市、かつらぎ町、 高野町、湯浅町、 広川町、有田川町、 和歌山地方气象台	F
	・小中学校と連携した防災教育の実 施	継続的に実 施	和歌山県、 有田市、かつらぎ町、 高野町、湯浅町、 広川町、有田川町、 和歌山地方气象台	F

	・住民一人一人の避難計画・情報マップ（マイ・タイムライン、マイ防災マップ）の作成促進	継続的に実施	和歌山県、有田市、かつらぎ町、湯浅町、広川町、有田川町、和歌山地方気象台	F
	・共助（自主防災組織に対する支援・啓発）に関する取組事例の共有、取組強化	継続的に実施	有田市、かつらぎ町、高野町、湯浅町、広川町、有田川町	F

## (2) 避難時間の確保

### ① 情報伝達、避難計画等に関する事項

	主な取組項目	目標時期	取組機関	課題の対応
避難情報の発令について	・洪水時の河川状況等を河川管理者と関係市町が直接伝達するホットラインの取組	継続的に実施	和歌山県、有田市、湯浅町、広川町、有田川町	C
	・タイムラインの検証と改善	継続的に実施	和歌山県、有田市、湯浅町、広川町、有田川町、和歌山地方気象台	C

### ② 水防に関する事項

	主な取組項目	目標時期	取組機関	課題の対応
水防体制について	・共同点検の実施（重要水防箇所及び水防資材の確認）	継続的に実施	和歌山県、有田市、かつらぎ町、高野町、湯浅町、広川町、有田川町、和歌山地方気象台	H
	・水防資機材の整備	継続的に実施	和歌山県、有田市、かつらぎ町、高野町、湯浅町、広川町、有田川町	H
	・連絡体制の再確認と伝達訓練	継続的に実施	和歌山県、有田市、かつらぎ町、高野町、湯浅町、広川町、有田川町、和歌山地方気象台	H
	・水防訓練の実施	継続的に実施	和歌山県、有田市、かつらぎ町、高野町、湯浅町、広川町、有田川町、和歌山地方気象台	H

	・水防団間での連携、協力に関する検討	継続的に実施	有田市、かつらぎ町、高野町、湯浅町、広川町、有田川町	H
	・水門、樋門、排水施設等の確実かつ的確な運用体制の確保	継続的に実施	和歌山県、有田市、湯浅町、広川町、有田川町	H
	・水防に関する広報等、人材確保の取組	継続的に実施	有田市、かつらぎ町、高野町、湯浅町、広川町、有田川町	H
	・有田川上中島地区河川防災ステーションの適切な維持・活用の実施	継続的に実施	和歌山県、有田川町	H
	・消防団車庫の移転	令和8年度	湯浅町	H
庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応について	・庁舎、災害拠点病院等との情報伝達体制の確立及び見直し	継続的に実施	和歌山県、有田市、かつらぎ町、湯浅町、広川町、有田川町	I

### ③氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する事項

主な取組項目		目標時期	取組機関	課題の対応
排水施設、排水資機材の操作・運用について	・現況施設、保有資機材の情報共有	継続的に実施	和歌山県、有田市、かつらぎ町、湯浅町、広川町、有田川町	J
	・水門、樋門、排水施設等の確実かつ的確な運用体制の確保及び点検・維持管理の実施	継続的に実施	和歌山県、有田市、湯浅町、広川町、有田川町	J
	・排水ポンプ車、可搬式ポンプの配備に係る検討及び活用	継続的に実施	和歌山県、有田市、かつらぎ町	J

### (3)迅速・的確な行動への備え

#### ①情報伝達、避難計画等に関する事項

主な取組項目		目標時期	取組機関	課題の対応
避難場所・避難経路について	・避難場所等の安全対策及び周知のための標識の設置、避難誘導に係る案内板・誘導灯等の検討、確認及び設置	継続的に実施	有田市、かつらぎ町、高野町、湯浅町、広川町、有田川町	B

	・広域避難の検討	継続的に実施	和歌山県、有田市、湯浅町、広川町、有田川町	B
	・感染症防止対策を踏まえた避難所環境の整備と避難所開設訓練の実施	継続的に実施	和歌山県、有田市、かつらぎ町、高野町、湯浅町、広川町、有田川町	B
	・感染症防止対策を考慮した避難所運営マニュアルの改定	継続的に実施	和歌山県、有田市、かつらぎ町、高野町、湯浅町、広川町、有田川町	B
避難情報の発令について	・一斉指令システム等による指定河川洪水予報等の関係機関への通知	継続的に実施	和歌山県、和歌山地方気象台	C
住民等への情報伝達体制や方法について	・緊急速報メール、ICT を活用した情報提供	継続的に実施	和歌山県、有田市、かつらぎ町、高野町、湯浅町、広川町、有田川町、和歌山地方気象台	D
	・防災ポータルアプリの周知	継続的に実施	和歌山県、有田川町	D
	・ウェブサイト、テレビで洪水予報、河川水位、カメラ映像、気象情報を提供	継続的に実施	和歌山県、湯浅町、有田川町、和歌山地方気象台	D
	・防災わかやまメールで河川水位情報等を配信	継続的に実施	和歌山県	D
避難誘導體制について	・避難行動要支援者の個別計画作成の促進	継続的に実施	有田市、かつらぎ町、高野町、湯浅町、広川町、有田川町	E
	・避難行動要支援者の参加する避難訓練の実施	継続的に実施	有田市、かつらぎ町、高野町、湯浅町、広川町、有田川町	E
	・要配慮者利用施設の地域防災計画への記載・追加	継続的に実施	有田市、かつらぎ町、高野町、湯浅町、広川町、有田川町	E
	・要配慮者利用施設への通知と避難確保計画の確認 ・要配慮者利用施設管理者等へ説明会等を実施	継続的に実施	和歌山県、有田市、かつらぎ町、高野町、湯浅町、広川町、有田川町	E
	・民間施設等（公設民営を含む）を活用した緊急的な避難先の検討	継続的に実施	和歌山県、有田市、かつらぎ町、高野町、湯浅町、広川町	E

②水防に関する事項

主な取組項目		目標時期	取組機関	課題の 対応
河川水位等の 情報提供 について	・ウェブサイト、テレビで洪水予報、 河川水位、カメラ映像、気象情報 を提供	継続的に実 施	和歌山県、 湯浅町、有田川町、 和歌山地方气象台	G
	・指定河川洪水予報等について、一 斉指令システム等により関係機 関へ通知	継続的に実 施	和歌山県、 和歌山地方气象台	G

④被災後の早期復旧・復興に関する事項

主な取組項目		目標時期	取組機関	課題の 対応
被災者支援 について	・想定最大規模の浸水に対する、地 域防災計画における被災者支援 の確認、見直し	継続的に実 施	和歌山県、有田市、 かつらぎ町、湯浅町、 広川町、有田川町、 和歌山地方气象台	K
	・災害廃棄物処理計画の策定、見直 し	継続的に実 施	有田市、かつらぎ町、 高野町、湯浅町、 広川町、有田川町	K

(4)『流域治水プロジェクト』の実施状況のフォローアップ

②水防に関する事項

主な取組項目		目標時期	取組機関	課題の 対応
河川水位等 の情報提供 について	・水位計（水位計・量水標等）、河 川監視用カメラの追加整備	継続的に実 施	和歌山県、広川町	G

⑤河川管理施設等の整備に関する事項

主な取組項目		目標時期	取組機関	課題の 対応
河川管理施 設等の整備 状況につい て	・河川整備計画等に基づく河川整備 の推進（有田川、広川等）	継続的に実 施	和歌山県	L
	・海岸施設整備の推進	継続的に実 施	和歌山県	L



	・水位計（水位計・量水標等）、河川監視用カメラの整備	継続的に実施	和歌山県、広川町	L
	・防災用資機材倉庫の整備	継続的に実施	有田市、湯浅町、広川町	L
	・想定最大規模の浸水に対する防災用資機材倉庫の有効性の確認	継続的に実施	和歌山県、有田市、かつらぎ町、高野町、湯浅町、広川町、有田川町	L
流出抑制・内水対策について	・ダムにおける事前放流	継続的に実施	和歌山県、有田川町、関西電力株式会社	L
	・下水道管渠の整備 ・雨水ポンプ場の増設・改築	継続的に実施	有田市、湯浅町	L
	・ため池の事前放流・低水位管理	継続的に実施	有田市、湯浅町、広川町、有田川町	L
	・間伐等の森林整備	継続的に実施	近畿中国森林管理局、森林整備センター、和歌山県、かつらぎ町、高野町	L
土砂・洪水氾濫への対策について	・砂防堰堤工、溪流保全工、地下水排除工の整備	継続的に実施	和歌山県	L
	・保安林の適正な管理及び治山対策（山腹工、溪間工）の実施	継続的に実施	近畿中国森林管理局、和歌山県、かつらぎ町、高野町	L
流域対策に関する取組について	・農業振興地域の農地転用の監視	継続的に実施	有田市、湯浅町、広川町、有田川町	L
	・土地利用規制の検討	継続的に実施	和歌山県、有田市、湯浅町、広川町、有田川町	L
	・まちづくりでの活用のための多段階の浸水想定区域図の作成	継続的に実施	和歌山県	L
	・霞堤の保全	継続的に実施	和歌山県、有田川町	L

---

## 7.フォローアップ

各機関の取組方針については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映することなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むことが重要である。

そのため、適宜幹事会を開催し取組状況及び課題を共有し取組内容の進捗を図るとともに、原則として、本協議会を毎年開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて技術開発の動向等を収集した上で取組方針を見直すこととする。

また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。

有田地域等の減災に係る取組方針（第2期）の取組項目一覧（まとめ）

資料4-2

主な取組項目	目標時期	和歌山県	有田市	かつらぎ町	高野町	湯浅町	広川町	有田川町	森林管理局	近畿中国	森林整備センター	関西電力	気象台
<b>(1) 洪水に対する意識の啓発及び普及</b>													
①情報伝達、避難計画等に関する事項													
想定される浸水リスクの周知について	・有田川、山田川、広川以外の想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図の公表 ・想定最大規模降雨による雨水出水浸水想定区域図の公表	令和6年度	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
避難場所・避難経路について	・想定最大規模の浸水想定区域図に基づくハザードマップの作成 ・分かり易く、利活用されるハザードマップの作成、周知に向けた検討	令和8年度 継続的に実施	—	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—
防災に関する啓発活動について	・自治会単位での啓発活動の実施	継続的に実施	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	○
	・避難対策ワークショップの実施	継続的に実施	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	○
	・防災（水防）訓練の実施	継続的に実施	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	○
	・出前講座等の実施	継続的に実施	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	○
	・小中学校と連携した防災教育の実施	継続的に実施	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	○
	・住民一人一人の避難計画・情報マップ（マイ・タイムライン、マイ防災マップ）の作成促進	継続的に実施	○	○	○	—	○	○	○	—	—	—	○
	・共助（自主防災組織等に対する支援・啓発）に関する取組事例の共有、取組強化	継続的に実施	—	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—
<b>(2) 避難時間の確保</b>													
①情報伝達、避難計画等に関する事項													
避難情報の発令について	・洪水時の河川状況を河川管理者と関係市町が直接伝達するホットラインの取組 ・タイムラインの検証と改善	継続的に実施 継続的に実施	○	○	—	—	○	○	○	—	—	—	—
②水防に関する事項													
水防体制について	・共同点検の実施（重要水防箇所及び水防資材の確認）	継続的に実施	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	○
	・水防資材の整備	継続的に実施	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—
	・連絡体制の再確認と伝達訓練	継続的に実施	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	○
	・水防訓練の実施	継続的に実施	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	○
	・水防団間での連携、協力に関する検討	継続的に実施	—	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—
	・水門、樋門、排水施設等の確実かつ的確な運用体制の確保	継続的に実施	○	○	—	—	○	○	○	—	—	—	—
	・水防に関する広報等、人材確保の取組	継続的に実施	—	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—
	・有田川上中島地区河川防災ステーションの適切な維持・活用の実施	継続的に実施	○	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—
	・消防団車庫の移転	令和8年度	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—
庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応について	・庁舎、災害拠点病院等との情報伝達体制の確立及び見直し	継続的に実施	○	○	○	—	○	○	○	—	—	—	—
③氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する事項													
排水施設、排水資材の操作・運用について	・現況施設、保有資材の情報共有	継続的に実施	○	○	○	—	○	○	○	—	—	—	—
	・水門、樋門、排水施設等の確実かつ的確な運用体制の確保及び点検・維持管理の実施	継続的に実施	○	○	—	—	○	○	○	—	—	—	—
	・排水ポンプ車、可搬式ポンプの配備に係る検討及び活用	継続的に実施	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—
<b>(3) 迅速・的確な行動の備え</b>													
①情報伝達、避難計画等に関する事項													
避難場所・避難経路について	・避難場所等の安全対策及び周知のための標識の設置、避難誘導に係る案内板・誘導灯等の検討、確認及び設置	継続的に実施	—	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—
	・広域避難の検討	継続的に実施	○	○	—	—	○	○	○	—	—	—	—
	・感染症防止対策を踏まえた避難所環境の整備と避難所開設訓練の実施	継続的に実施	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—
	・感染症防止対策を考慮した避難所運営マニュアルの改定	継続的に実施	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—
避難情報の発令について	・一斉指令システム等による指定河川洪水予報等の関係機関への通知	継続的に実施	○	—	—	—	—	—	—	—	—	○	
住民等への情報伝達体制や方法について	・緊急速報メール、ICTを活用した情報提供	継続的に実施	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	○
	・防災ポータルアプリの周知	継続的に実施	○	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—
	・ウェブサイト、テレビで洪水予報、河川水位、カメラ映像、気象情報を提供	継続的に実施	○	—	—	—	○	—	○	—	—	—	○
	・防災わかやまメールで河川水位情報等を配信	継続的に実施	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
避難誘導体制について	・避難行動要支援者の個別計画作成の促進	継続的に実施	—	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—
	・避難行動要支援者の参加する避難訓練の実施	継続的に実施	—	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—
	・要配慮者利用施設の地域防災計画への記載・追加	継続的に実施	—	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—
	・要配慮者利用施設への通知と避難確保計画の確認	継続的に実施	—	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—
	・要配慮者利用施設管理者等へ説明会等を実施	継続的に実施	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—
	・民間施設等（公設民営含む）を活用した緊急的な避難先の検討	継続的に実施	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—
②水防に関する事項													
河川水位等の情報提供について	・ウェブサイト、テレビで洪水予報、河川水位、カメラ映像、気象情報を提供	継続的に実施	○	—	—	—	○	—	○	—	—	—	○
	・指定河川洪水予報等について、一斉指令システム等により関係機関へ通知	継続的に実施	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○
④被災後の早期復旧・復興に関する事項													
被災者支援について	・想定最大規模の浸水に対する、地域防災計画における被災者支援の確認、見直し	継続的に実施	○	○	○	—	○	○	○	—	—	—	○
	・災害廃棄物処理計画の策定、見直し	継続的に実施	—	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—
<b>(4) 『流域治水プロジェクト』の実施状況のフォローアップ</b>													
②水防に関する事項													
河川水位等の情報提供について	・水位計（水位計・量水標等）、河川監視用カメラの追加整備	継続的に実施	○	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—
⑤河川管理施設等の整備に関する事項													
河川管理施設等の整備状況について	・河川整備計画等に基づく河川整備の推進（有田川、広川等）	継続的に実施	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	・海岸施設整備の推進	継続的に実施	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	・水位計（水位計・量水標等）、河川監視用カメラの整備	継続的に実施	○	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—
	・防災用資材倉庫の整備	継続的に実施	—	○	—	—	○	○	—	—	—	—	—
流出抑制・内水対策について	・想定最大規模の浸水に対する防災用資材倉庫の有効性の確認	継続的に実施	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—
	・ダムにおける事前放流	継続的に実施	○	—	—	—	—	—	○	—	—	○	—
	・下水道管渠の整備	継続的に実施	—	○	—	—	○	—	—	—	—	—	—
	・雨水ポンプ場の増設・改築	継続的に実施	—	○	—	—	○	—	—	—	—	—	—
土砂・洪水氾濫への対策について	・ため池の事前放流・低水位管理	継続的に実施	—	○	—	—	○	○	○	—	—	—	—
	・間伐等による森林整備	継続的に実施	○	—	○	○	—	—	—	○	○	—	—
	・砂防堰堤工、溪流保全工、地下水排除工の整備	継続的に実施	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
流域対策に関する取組について	・保安林の適正な管理及び治山対策（山腹工、溪間工）の実施	継続的に実施	○	—	○	○	—	—	—	○	—	—	—
	・農業振興地域の農地転用の監視	継続的に実施	—	○	—	—	○	○	○	—	—	—	—
	・土地利用規制の検討	継続的に実施	○	○	—	—	○	○	○	—	—	—	—
	・まちづくりでの活用のための多段階の浸水想定区域図の作成	継続的に実施	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	・霞堤の保全	継続的に実施	○	—	—	—	—	—	○	—	—	—	

# R4-R8の有田地域等の減災に係る 取組方針(第2期)での特筆事例

## ●各機関の特筆事例

- 有田市：具体的な広域避難計画の検討
- かつらぎ町：森林環境譲与税を活用した水源のかん養
- 高野町：日本農業遺産に登録された森林環境の保全による治水・治山の推進
- 湯浅町：
  - ・消防団員の処遇改善及び人材確保を目的とした広報の実施 等
  - ・下水道管渠の整備 等
- 広川町：町独自の水位計、河川監視用カメラを活用したシステムの構築
- 有田川町：想定最大規模の洪水ハザードマップの作成・周知 等
- 和歌山県：水害リスク情報の高度化

取組内容

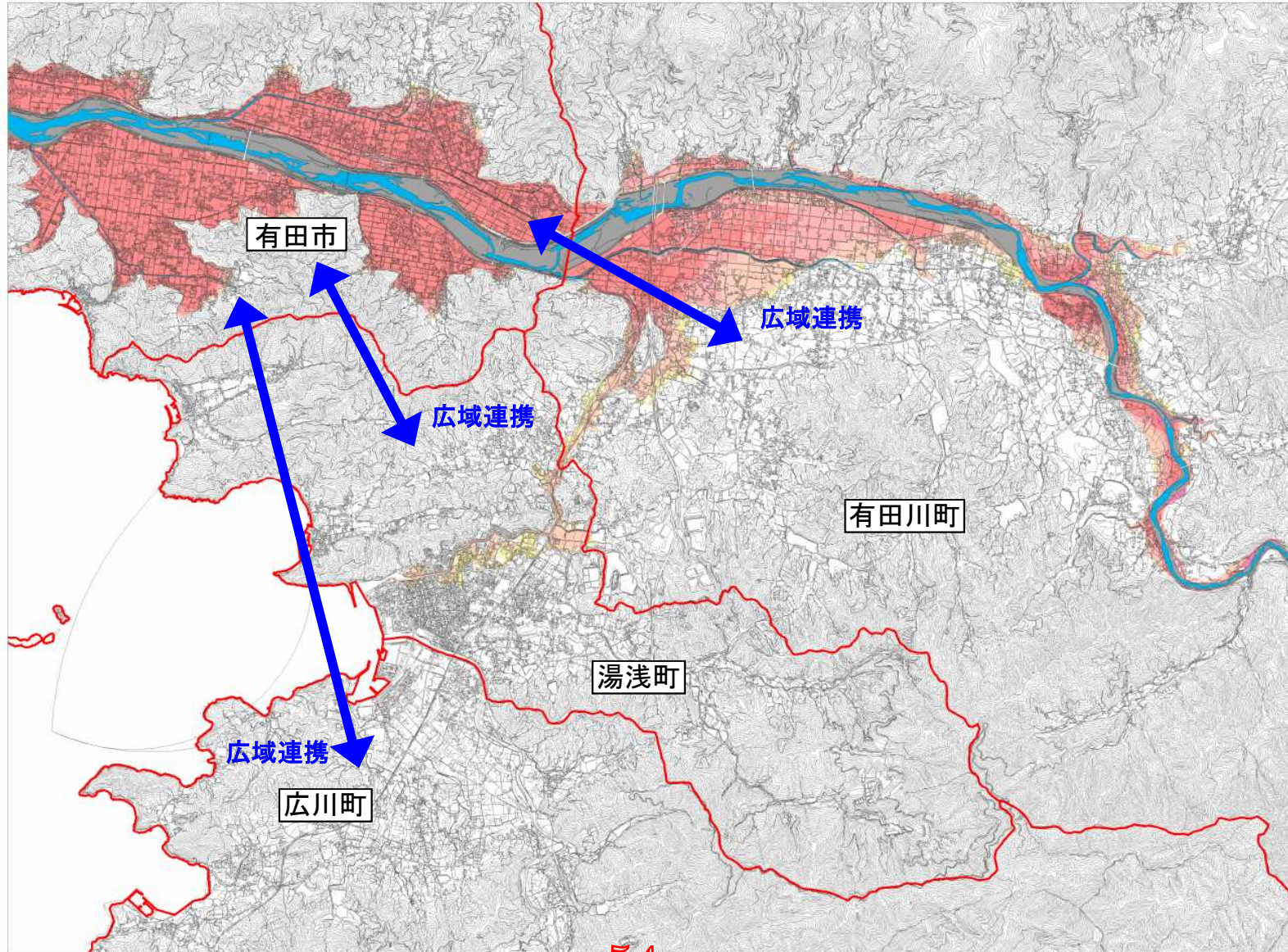
①情報伝達、避難計画等に関する事項

■避難場所・避難経路について

・広域避難の検討

● 具体的な広域避難計画の検討

取組概要



取組内容

⑤河川管理施設等の整備に関する事項

- 流出抑制・内水対策
- ・間伐等の森林整備

● 森林環境譲与税を活用した水源のかん養

取組概要

○かつらぎ町の森林・林業の現状と課題

かつらぎ町の総面積15,169haの約65%占める山林は、すべてが民有林で、うち人工林79%、天然林20%となっている。またこれらの山林は、林産物の供給のみならず、国土の保全、湧水や洪水の緩和、良質な水を育む水源のかん養機能、土砂災害の防止等、重要な役割を果たしている。

しかし、近年、森林所有者の高齢化・不在村化、また後継者不足や林業の採算性の悪化等により、林業生産活動が全般的に停滞し、間伐、保育等が適正に実施されず、人工林の荒廃が多くみられるようになっており、森林に対する適切な間伐、保育等による森林整備が重要な課題となっている。

これらの状況下で平成31年4月に森林経営管理法が施行され、「森林経営管理制度」がはじまった。また、喫緊の課題である森林整備等に早期に対応する観点から「森林経営管理制度」の導入に合わせて、森林環境譲与税の譲与がはじまった。

かつらぎ町においても、森林環境譲与税を活用して、事業者（かつらぎ町森林組合）が実施する切り捨て間伐や作業道の復旧事業に対して支援している。

○花園地域の意向調査令和4年度以降計画（案）

意向調査の実施場所については、「統計的に国民が森林に期待する機能の第1位は防災である」ことから、和歌山県の土砂災害マップを活用して、危険度が高い地域を優先的に実施していく。

- 令和4年度 花園梁瀬
- 令和5年度 花園久木
- 令和6年度 花園梁瀬（南側）
- 令和7年度 花園北寺（下北寺）、池ノ窪

事業年度	実施場所	実施実績	施業内容
令和2年度	花園梁瀬	13.78ha	間伐
	花園梁瀬	1,736m	作業道設置
	花園北寺	6.15ha	保育間伐
	花園梁瀬	13.03ha	間伐
	花園梁瀬	714m	作業道設置
	花園北寺	7.03ha	切り捨て間伐
	花園梁瀬	2.3ha	切り捨て間伐
	花園久木	18.99ha	切り捨て間伐
	花園中南	21.92ha	切り捨て間伐
	花園新子	19.61ha	切り捨て間伐
平成31年度	花園梁瀬	7.02ha	間伐
	花園梁瀬	5.96ha	間伐
	花園梁瀬	1,826m	作業道設置
	花園梁瀬	682m	作業道設置
	花園梁瀬	30.43ha	切り捨て間伐
	花園梁瀬、中南	34.74ha	切り捨て間伐
平成30年度	花園梁瀬	59.36ha	間伐
	花園池ノ窪、北寺	7.57ha	間伐
	花園池ノ窪	1.09ha	保育間伐
	花園梁瀬	9.26ha	保育間伐
	花園梁瀬	1,971m	作業道設置
	花園北寺、梁瀬	23.1ha	切り捨て間伐

## 取組内容

## ⑤河川管理施設等の整備に関する事項

- 流出抑制・内水対策
- ・間伐等の森林整備

## ● 日本農業遺産に登録された森林環境の保全による治水・治山の推進について

## 取組概要

高野町、かつらぎ町、有田川町が協働し提案した「聖地高野山と有田川上流域を結ぶ持続的農林業システム」が令和3年2月に日本農業遺産に登録された

この中で総本山金剛峯寺が取り組んでいる

- ①長々伐期施業
- ②複層林化
- ③天然下種更新

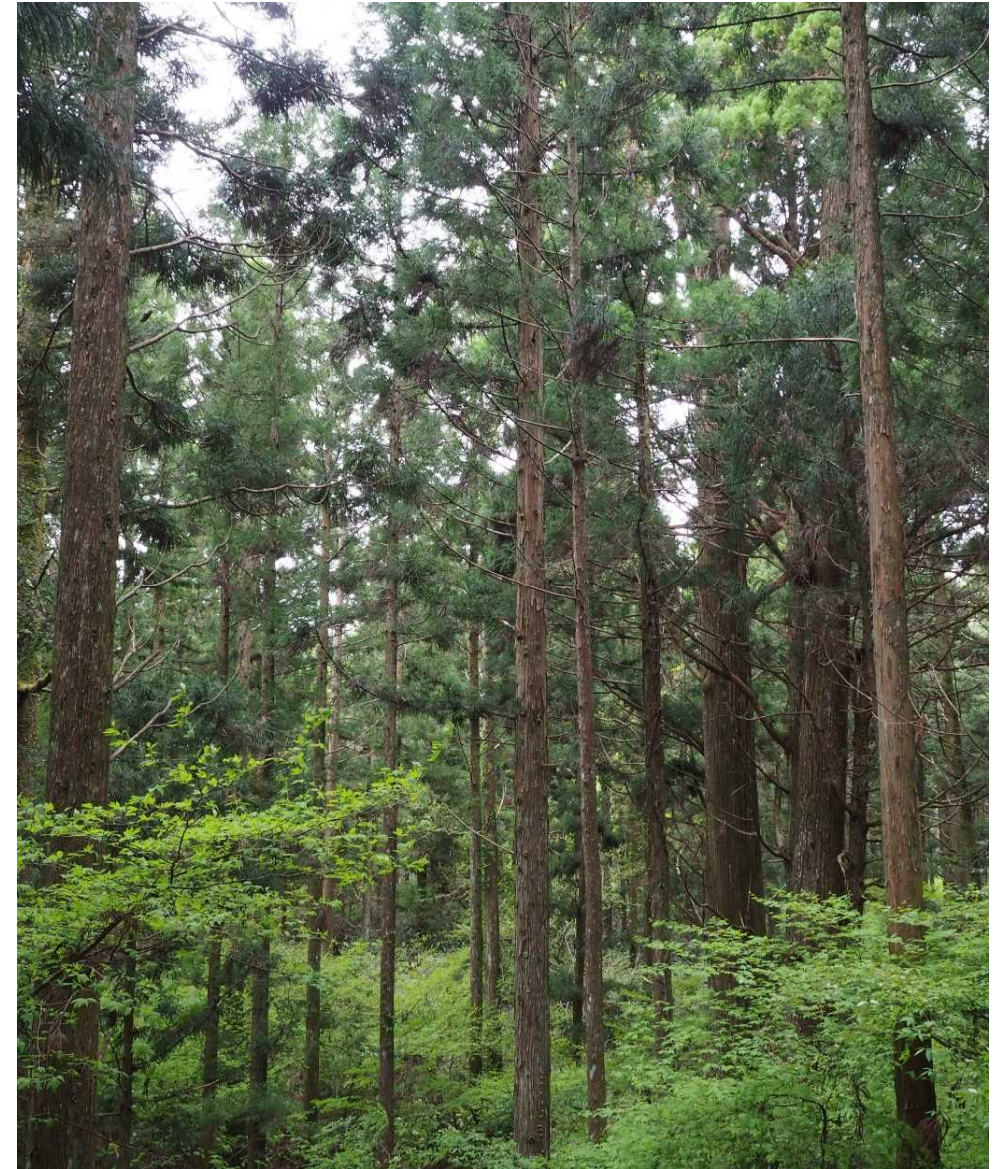
の考え方は、「水源の涵養」や「国土保全」に非常に有効なものであり、1200年の歴史を経た知恵であると考えられる

今後も引き続きこれらの施業を行って行くことで、有田川上流域の「減災」に繋げて行きたい

**【課題】**

河川近くの森林の木材が下流に流出しないよう、「切り捨て間伐」ではなく「搬出間伐」を推奨、今後、森林環境譲与税などを活用した事業者への補助制度の確立が必要

枝打ちや間伐が適切に施され、複層林化し、豊かな生態系とともに、保水力の高い森林が広がる高野山奥之院裏





取組内容

②水防に関する事項

■避難時間確保のための水防体制の強化

・水防に関する広報等、人材確保の取組

・消防団員の処遇改善及び人材確保を目的とした広報の実施(水防に関する広報等、人材確保の取組)

・消防団車庫の移転計画(消防団等の避難場所の確保)

消防団員の処遇改善及び人材確保を目的とした広報の実施



出初式における一斉放水



新入団員訓練



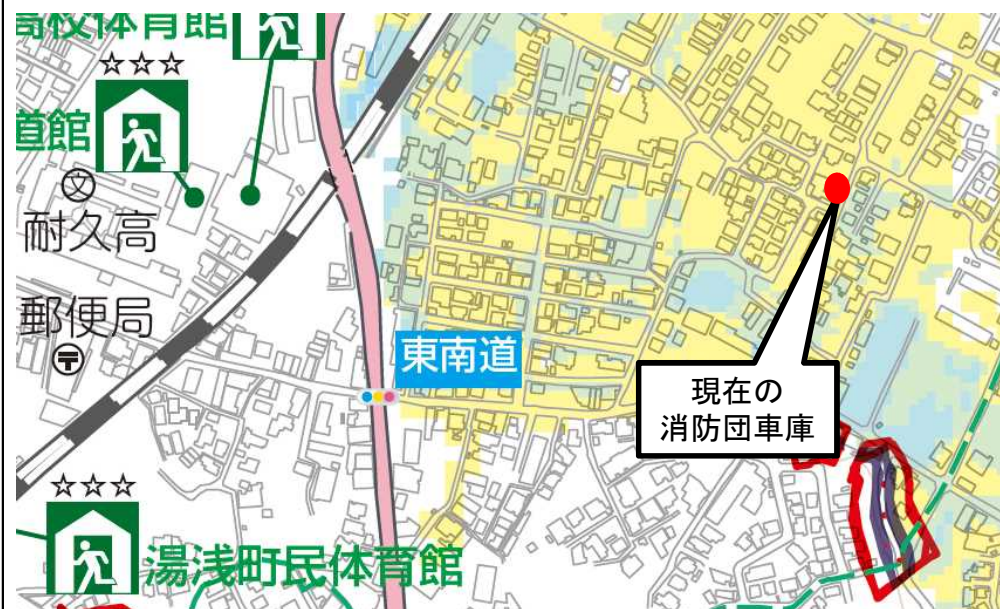
礼式訓練



ポンプ操法大会

湯浅町においては水防活動を消防団員が実施するとされているが、人員の減少が問題となっており、災害発生時における水防活動に支障を与える可能性がある。そのため、令和4年度の町広報誌において湯浅町消防団の水防活動をはじめ、消防活動に関する広報記事を掲載し、人材確保につながることを期する。

消防団車庫の移転計画



消防団の車庫が浸水想定区域内に位置しており、有事の際には迅速な対応、また、消防団員の身の安全を確保することが困難であるため、高台への建て替え等を検討する

⑤河川管理施設等の整備に関する事項

■流出抑制・内水対策

- ・下水道管渠の整備
- ・雨水ポンプ場の増設・改築

取組内容

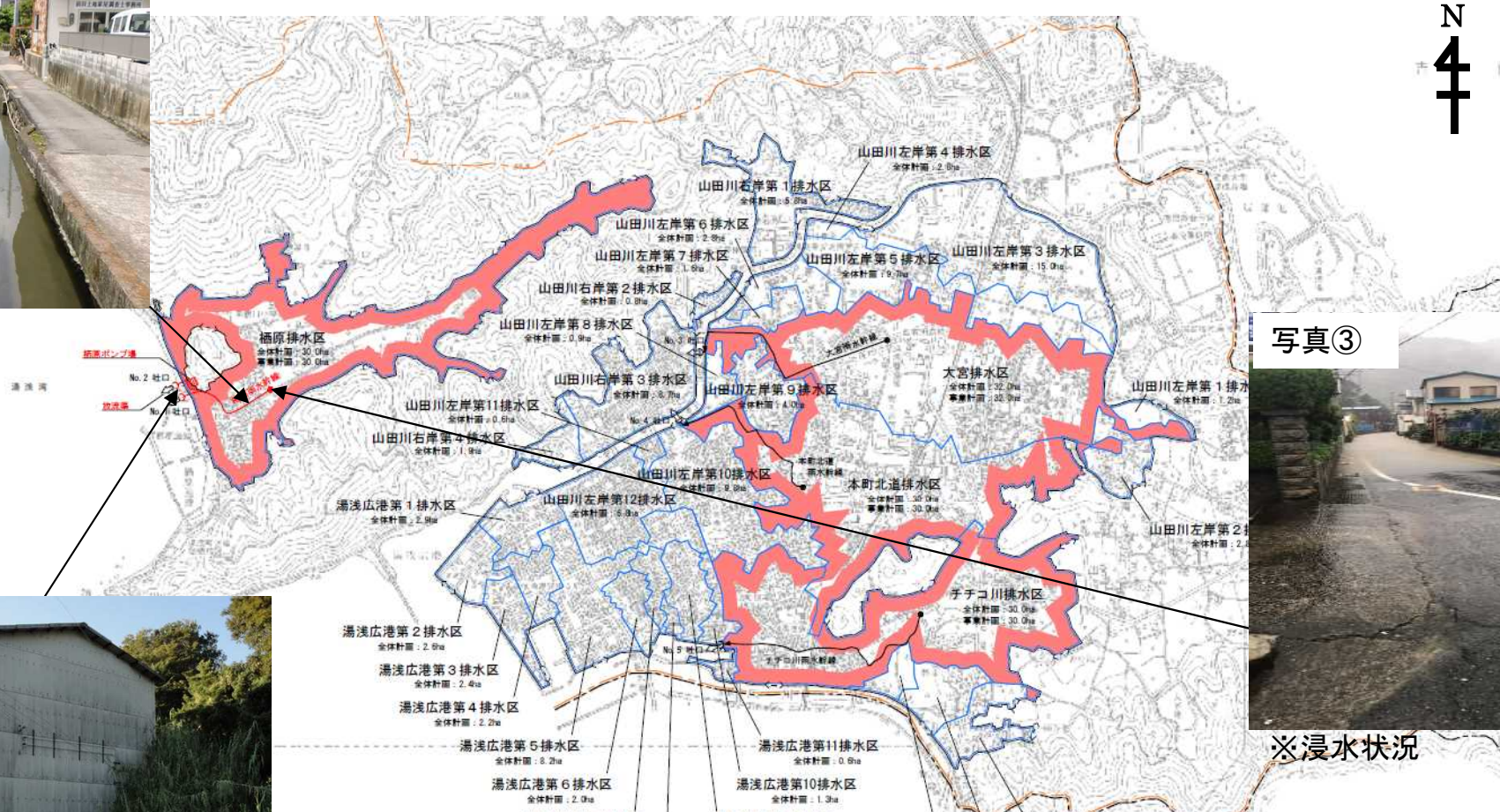
- ・下水道管渠の整備
- ・雨水ポンプ場の増設・改築

栖原排水区の老朽化したポンプ場や管渠の改築により排水能力を向上し、浸水被害の軽減を図る。

写真①



※栖原排水区管渠



写真③



※浸水状況

写真②



※栖原ポンプ場

湯浅町の浸水対策事業としては、栖原排水区において老朽化したポンプ場及び管渠の改築等を行っている。写真は整備前の管渠及びポンプ場、浸水状況となっており、ポンプの増設や管渠の改築等のより排水能力を向上させ、浸水被害を軽減を図る

取組内容

- ②水防に関する事項について
  - 河川水位等の情報提供について
    - ・水位計、河川監視用カメラの整備

- 町独自の水位計、河川監視用カメラを活用したシステムの構築

取組概要

町の課題

- 観測局設備整備は高額なので町独自の設置が困難。
- 国・県の観測設備は大規模河川等に限られるため、小河川・用水路の水位が不明。
- 警戒行動・予防措置実施の判断は過去の経験と目視に頼る。

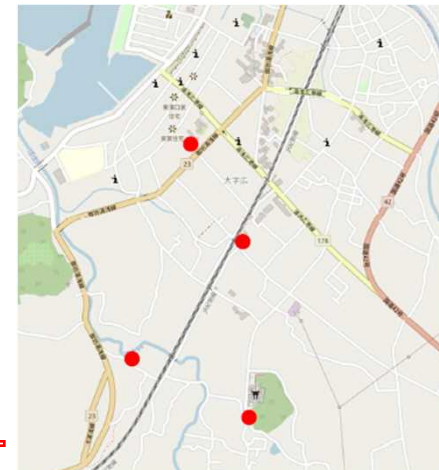
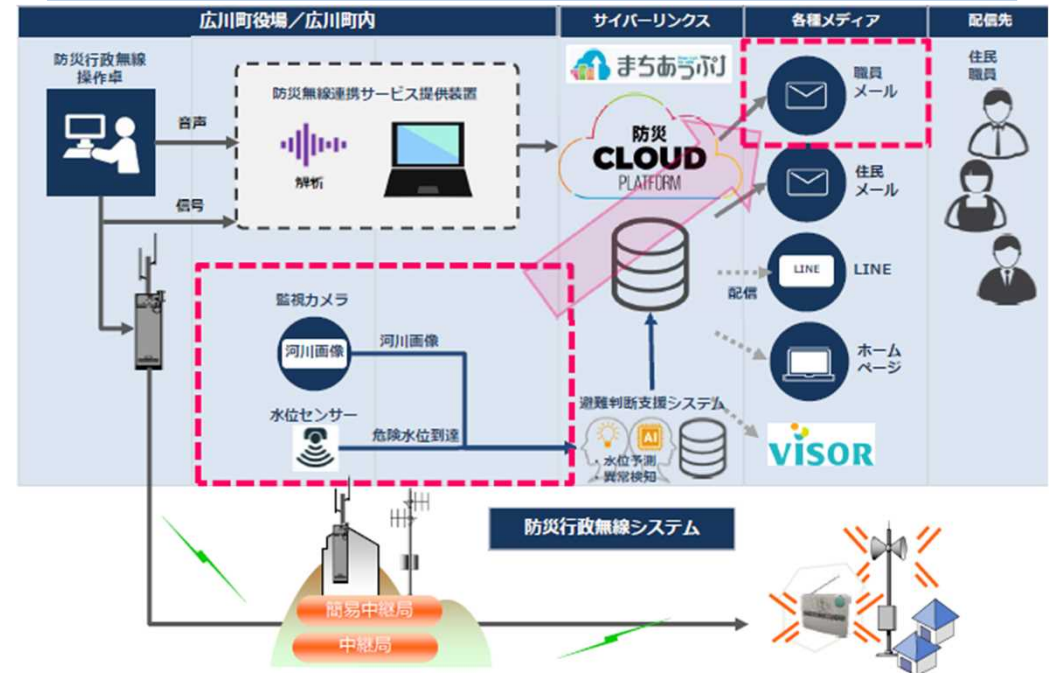
目的

- 上記の課題を踏まえ、小河川・用水路等の水位検知情報をもとに町独自の警戒態勢・避難準備行動を実施。

概要

- ・危険水位検知設備の設置・運用
  - 町内の指定する河川等に危険水位検知設備（検知センサー及び監視カメラ等）を設置。
- ・河川水位検知情報システムの運用
  - 地図情報にて検知した情報を表示し、現在状況を把握できる画面を構築。
- ・水位検知情報の通知及び表示
  - 各検知設備が閾値を超えた場合、関係者に対して自動的に通知を実施。
  - 通知した情報を専用の地図画面に反映。
- ・関連サービス(システム)の検討
  - その他避難や警戒態勢行動の判断に有効的な表示方法、サービスを検討。

システム構築概要



現在、町内の4か所に設置している。

取組内容

①情報伝達、避難計画等に関する事項

- ◆想定される浸水リスクの周知 ◆避難場所・避難経路について
- ◆住民等への情報伝達体制や方法について ◆避難誘導體制について

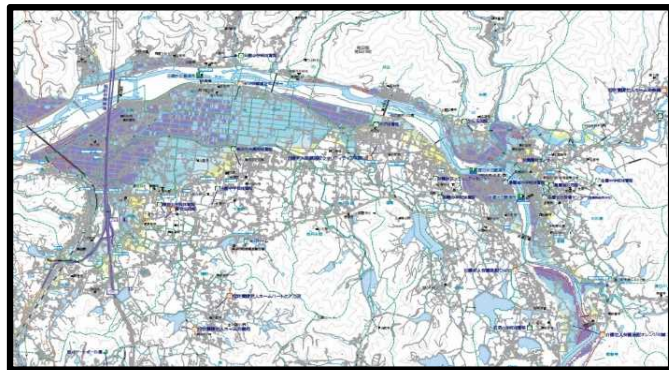
②水防に関する事項

- ◆河川水位等の情報提供について ◆避難時間確保のための水防体制の強化

- 想定最大規模の洪水ハザードマップの作成・周知(有田川以外) ●防災ポータルアプリの周知
- 共同点検の実施(重要水防箇所及び水防資材の確認) ●水防資機材の整備
- 要配慮者利用施設への通知と計画の確認

想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図に基づくハザードマップの作成

洪水浸水想定区域の指定対象となる河川の拡大に伴い、今後県による浸水想定区域図の公表に基づき、速やかにハザードマップの作成を行い、住民周知を図る。



【参考】  
有田川洪水ハザードマップ  
【想定最大規模】  
(平成31年3月18日作成)

防災ポータルアプリの周知

アプリ「**ありがたがわ防災・行政ナビ**」  
でみんなの手元に“防災”を

令和3年4月より有田川町公式のスマートフォンアプリを導入。防災行政無線放送内容受信、水位計、河川監視カメラ情報の提供など防災関係だけでなく広報誌など町の情報も掲載。現在約2,000の方が利用しており、さらに多くの方に利用いただけるよう、広報誌、研修会等で周知を図る。



要配慮者利用施設への通知と計画の確認

令和3年度中に地域防災計画の改訂を実施。避難確保計画未作成となっている要配慮者利用施設に対して作成通知を行ったうえで、計画の確認を実施する。

共同点検の実施(重要水防箇所及び水防資材の確認)

県との共同点検等を定期的実施していく。また、水防資材について拡充を図る。



## 取組内容

## ⑤河川管理施設等の整備に関する事項

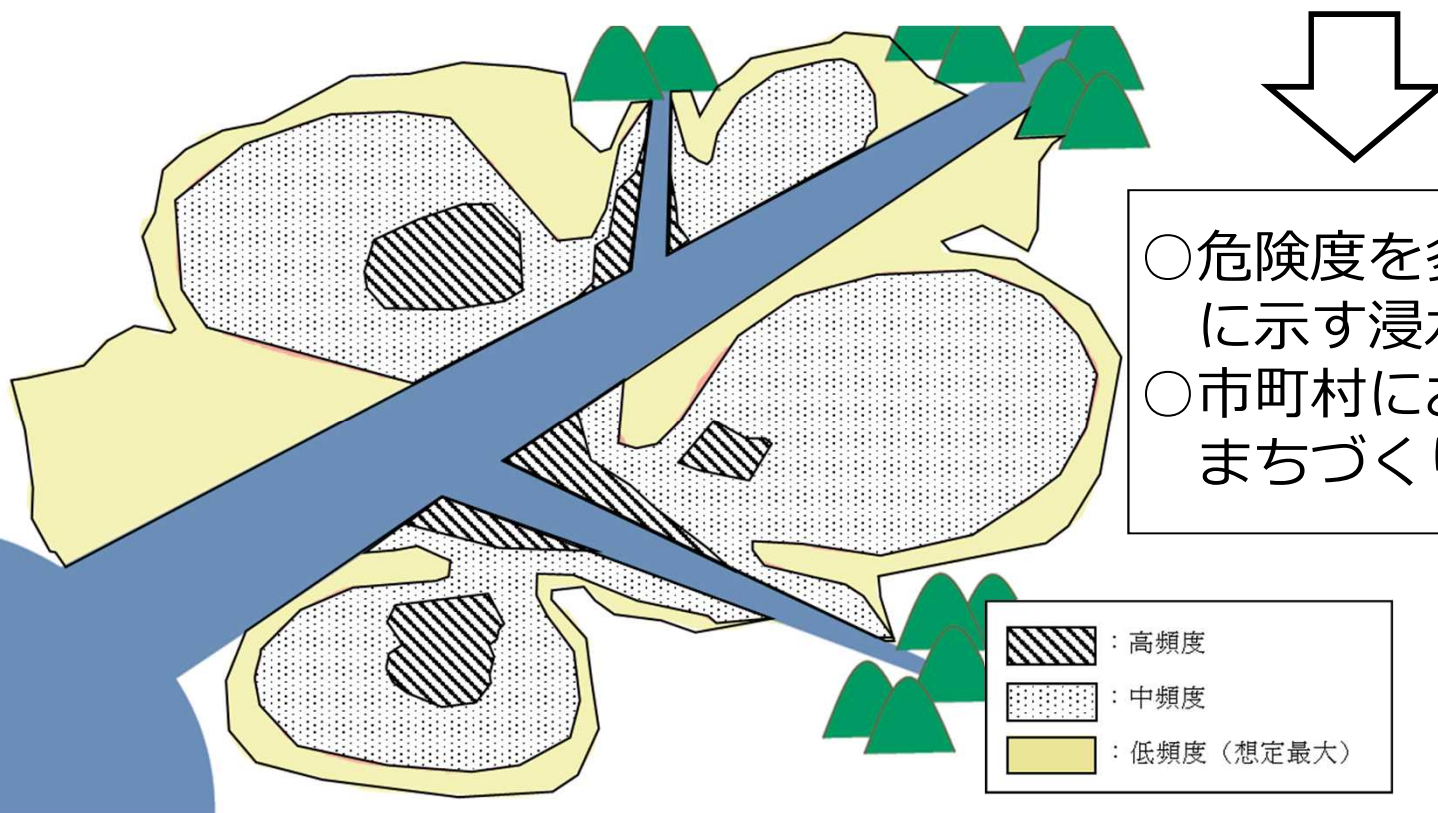
## ■流域対策に関する取組

・まちづくりでの活用のための多段階の浸水想定区域図の作成



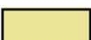
## ●水害リスク情報の高度化

## 取組概要

- 洪水予報河川及び水位周知河川における想定最大規模・計画規模の浸水想定区域図を作成・公表済み。
- 令和3年度より中小河川においても想定最大規模の浸水想定区域図作成を進めており、避難を目的に浸水する範囲、水深の周知を予定。
- これらの情報は、水害時の円滑かつ迅速な避難を確保する目的で作成されており、相対的な土地リスクの違いが分かりづらく、まちづくりの検討に活用しづらい。



- 危険度を多段階的（高頻度、中頻度等）に示す浸水想定区域図を作成
- 市町村における避難行動の検討や、まちづくり等に活用

	: 高頻度
	: 中頻度
	: 低頻度（想定最大）

# ●今後のスケジュール

資料5

## 流域治水プロジェクト

## 取組方針

令和3年度

### 流域治水プロジェクト策定

- ・令和3年8月：有田川
- ・令和4年2月：広川

令和4年2月：取組方針(第2期)策定  
(期間：R4～R8)

令和4年度以降

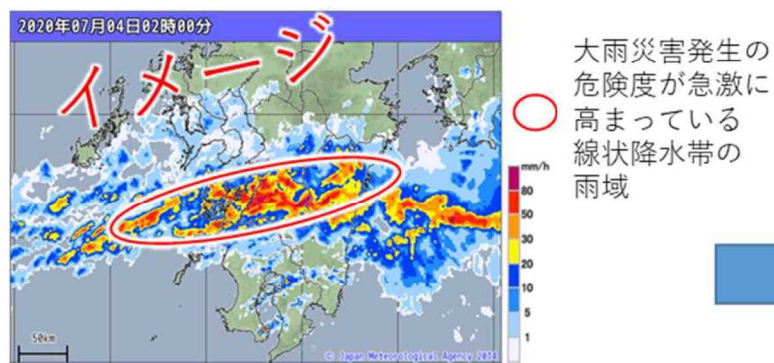
### 例年、フォローアップを実施

- ・流域治水プロジェクト
- ・取組方針

- 顕著な大雨に関する情報
- キキクル(危険度分布)の課題と改善(案)

和歌山地方気象台

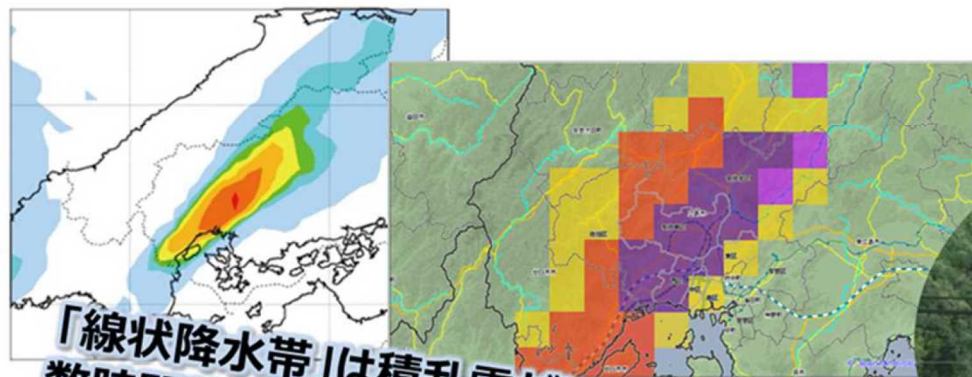
大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って解説する情報を提供します。



※ 「雨雲の動き」(高解像度降水ナウキャスト)の例。

## 顕著な大雨に関する〇〇県気象情報

〇〇地方、〇〇地方では、線状降水帯による非常に激しい雨が同じ場所で降り続けています。命に危険が及ぶ土砂災害や洪水による災害発生の危険度が急激に高まっています。



「線状降水帯」は積乱雲がほぼ同じ場所で数時間停滞することにより大雨となるもので災害の危険度が急激に高まります

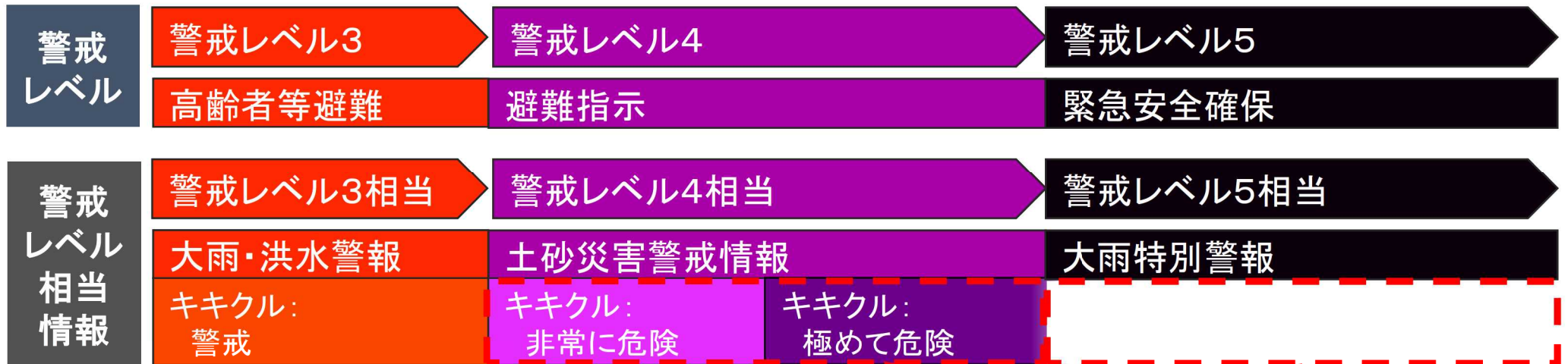
この情報が発表されたら市町村の避難情報やキキクル(危険度分布)等を確認し適切な避難行動をとってください





# キキクル(危険度分布)の課題

- 令和3年5月に災害対策基本法が改正され、避難情報が変更となったが、
- ① 警戒レベルのカラーコードとキキクル(危険度分布)のカラーコードが一致していない。
  - ② 大雨特別警報は、市町村単位で発表されるが、市町村は警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の判断が困難。



① 警戒レベルのカラーコードと一致していない。

② キキクル「黒」がなく、市町村は警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の判断が困難。

※ 大雨特別警報(土砂災害)は、土砂キキクルの技術を活用した1kmメッシュ毎の基準値は設定済みだが、大雨特別警報(浸水害)については、まだキキクルの技術を活用した1kmメッシュ毎の基準値は未設定。

大雨・洪水警報の危険度分布について今後技術的な改善を進め、警戒レベル5に相当する危険度分布「黒」を新設するまでの間、危険度分布の「極めて危険(濃い紫)」を、大雨特別警報が発表された際の警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用する。(「避難情報に関するガイドライン」(内閣府))

# キキクル(危険度分布)の改善(案)

令和4年度

- 大雨特別警報の基準値への到達を示す「災害切迫(仮)」(黒)を警戒レベル5相当として新設するとともに、これまでの「非常に危険」(うす紫)と「極めて危険」(濃い紫)を統合し、警戒レベル4相当の「危険(仮)」(紫)に一本化する。
- これにより、警戒レベルとの齟齬語を解消し、警戒レベル相当情報としてより分かりやすく危険度を伝える。

## 現状

- 土砂キキクル
  - 極めて危険
  - 非常に危険【警戒レベル4相当】
  - 警戒 【警戒レベル3相当】
  - 注意 【警戒レベル2相当】
  - 今後の情報等に留意
- 浸水キキクル
  - 極めて危険
  - 非常に危険
  - 警戒
  - 注意
  - 今後の情報等に留意
- 洪水キキクル
  - 極めて危険
  - 非常に危険【警戒レベル4相当】
  - 警戒 【警戒レベル3相当】
  - 注意 【警戒レベル2相当】
  - 今後の情報等に留意
- キキクル通知サービス
  - 極めて危険【災害発生のおそれ】
  - 非常に危険【警戒レベル4相当】
  - 警戒 【警戒レベル3相当】
  - 注意 【警戒レベル2相当】
  - 今後の情報等に留意

## 改善後

- 土砂キキクル
  - 災害切迫【警戒レベル5相当】
  - 危険【警戒レベル4相当】
  - 警戒 【警戒レベル3相当】
  - 注意 【警戒レベル2相当】
  - 今後の情報等に留意
- 浸水キキクル
  - 災害切迫【警戒レベル5相当】
  - 危険
  - 警戒
  - 注意
  - 今後の情報等に留意
- 洪水キキクル
  - 災害切迫【警戒レベル5相当】
  - 危険【警戒レベル4相当】
  - 警戒 【警戒レベル3相当】
  - 注意 【警戒レベル2相当】
  - 今後の情報等に留意
- キキクル通知サービス
  - 災害切迫【警戒レベル5相当】
  - 危険【警戒レベル4相当】
  - 警戒 【警戒レベル3相当】
  - 注意 【警戒レベル2相当】
  - 今後の情報等に留意

新設

新設

新設

新設

※ 指定河川洪水予報や特別警報・警報・注意報の扱いに変更はない。

# 「黒」と「紫」の意味と住民等の行動例(案) ～土砂災害の例～

令和4年度

## 現状

色が持つ意味	状況	住民等の行動の例
極めて危険	命に危険が及ぶ土砂災害がすでに発生しているにもかかわらず状況。	<b>この段階の前に避難を完了しておく。</b>
非常に危険 【4相当】	命に危険が及ぶ土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況。	<b>速やかに土砂災害警戒区域等の外の少しでも安全な場所へ避難する。</b>
警戒 【3相当】	土砂災害への警戒が必要な状況。	土砂災害警戒区域等の外の少しでも安全な場所へ <b>避難する</b> 。 <b>高齢者等は速やかに避難する。</b>
注意 【2相当】		ハザードマップ等により避難行動を確認する。今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意する。
今後の情報等に留意		今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意する。

## 改善後

色が持つ意味	状況	住民等の行動の例
災害切迫 【5相当】	命に危険が及ぶ土砂災害が切迫。土砂災害がすでに発生している可能性が高い状況。	<b>直ちに身の安全を確保。</b>
~~~~~<警戒レベル4までに必ず避難!>~~~~~		
危険 【4相当】	命に危険が及ぶ土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況。	速やかに土砂災害警戒区域等の外の少しでも安全な場所へ避難する。

新設

統合

※「警戒」(赤)、「注意」(黄色)、「今後の情報等に留意」(無色)については変更なし。

「災害切迫」(黒)は、土砂災害がすでに発生している可能性が高い状況であり、土砂災害が発生する前にいつも出現するとは限らない。このため、「災害切迫」(黒)を待つことなく、「危険」(紫)が出現した段階で、速やかに安全な場所に避難することが極めて重要である。

これまでの「特別警報」と「土砂災害警戒情報・警報」との関係の説明(「特別警報を待つことなく…」)ともリンクする

有田地域等における大規模氾濫減災協議会規約

(設置)

第1条 水防法（昭和24年法律第193号）第15条の10項に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会として、「有田地域等における大規模氾濫減災協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 協議会は、平成27年9月関東・東北豪雨をはじめ、台風等の豪雨による大規模な浸水被害が発生していることを踏まえ、河川管理者、市町等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、有田地域等の県管理河川流域において、大規模な氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」の再構築を目的とする。

また、近年の激甚な水災害や、気候変動の影響及び社会状況の変化などを踏まえ、あらゆる関係者が協働して流域全体で水災害を軽減させる治水対策「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行う。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）に参加を求めることができる。

(幹事会の構成)

第4条 協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。

3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）に参加を求めることができる。

(協議会の実施事項)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- 二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域における

取組方針を作成し、共有する。

三 毎年、協議会を開催するなどして、地域における取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。

四 流域治水の全体像を共有・検討し、河川、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む「流域治水プロジェクト」の策定、公表及び対策の実施状況についてのフォローアップを行う。

五 その他、大規模氾濫に関する減災対策及び流域治水に関して必要な事項を実施する。

(対象流域)

第6条 協議会は、次の河川に係る流域を対象とする。

- ・ 洪水予報河川（有田川）
- ・ 水位周知河川（山田川、広川）
- ・ その他、協議会が必要と認める河川

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会の庶務を行うため、県土整備部河川・下水道局河川課及び有田振興局建設部に事務局を置く。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

本規約は、平成29年7月21日から施行する。

本規約は、令和3年1月27日から施行する。

本規約は、令和3年8月30日から施行する。

別表1

有田市長

かつらぎ町長

高野町長

湯浅町長

広川町長

有田川町長

近畿中国森林管理局 和歌山森林管理署長

森林整備センター 和歌山水源林整備事務所長

和歌山地方気象台長

和歌山県 総務部 危機管理局長

和歌山県 農林水産部 農林水産政策局長

和歌山県 農林水産部 森林・林業局長

和歌山県 県土整備部 河川・下水道局長

和歌山県 県土整備部 都市住宅局長

和歌山県 県土整備部 港湾空港局長

和歌山県 伊都振興局長

和歌山県 有田振興局長

(オブザーバー)

近畿地方整備局 河川部 地域河川調整官

関西電力株式会社 再生可能エネルギー事業本部 田辺水力センター所長

注)上表の構成員に増減が生じた場合は規約改正の対象とするが、構成機関の名称及び所属役職の名称の変更等は規約改正の対象とはしないものとする。

別表2

有田市 防災安全課長
有田市 建設課長
有田市 都市整備課長
かつらぎ町 危機管理課長
かつらぎ町 建設課長
高野町 防災危機対策室長
高野町 観光振興課長
高野町 生活環境課長
高野町 建設課長
湯浅町 総務課長
湯浅町 産業建設課長
広川町 総務課長
広川町 産業建設課長
有田川町 総務課長
有田川町 建設課長
近畿中国森林管理局 和歌山森林管理署 地域林政調整官
森林整備センター 和歌山水源林整備事務所 造林係主幹
和歌山地方气象台 防災管理官
和歌山県 総務部 危機管理局 防災企画課長
和歌山県 農林水産部 農林水産政策局 農業農村整備課長
和歌山県 農林水産部 森林・林業局 森林整備課長
和歌山県 県土整備部 河川・下水道局 河川課長
和歌山県 県土整備部 河川・下水道局 砂防課長
和歌山県 県土整備部 河川・下水道局 下水道課長
和歌山県 県土整備部 都市住宅局 都市政策課長
和歌山県 県土整備部 都市住宅局 建築住宅課長
和歌山県 県土整備部 港湾空港局 港湾漁港整備課長
和歌山県 伊都振興局 地域振興部長
和歌山県 伊都振興局 農林水産振興部長
和歌山県 伊都振興局 建設部長
和歌山県 有田振興局 地域振興部長
和歌山県 有田振興局 農林水産振興部長
和歌山県 有田振興局 建設部長

注)上表の構成員に増減が生じた場合は規約改正の対象とするが、構成機関の名称及び所属役職の名称の変更等は規約改正の対象とはしないものとする。

特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する

法律(令和3年法律第31号)について

【公布:R3.5.10 / 施行:R3.7.15又はR3.11.1】

～流域治水関連法～

改正法律

特定都市河川浸水被害対策法、河川法、下水道法
 水防法、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
 都市計画法、防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律
 都市緑地法、建築基準法

国土交通省
 水管理・国土保全局
 都 市 局



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

● 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号)

< 予算関連法律 >

【公布:R3.5.10 / 施行: R3.7.15又はR3.11.1】

背景・必要性

- 近年、令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨等、全国各地で水災害が激甚化・頻発化
- 気候変動の影響により、21世紀末には、全国平均で降雨量1.1倍、洪水発生頻度2倍になるとの試算(20世紀末比)
- 降雨量の増大等に対応し、ハード整備の加速化・充実や治水計画の見直しに加え、上流・下流や本川・支川の流域全体を俯瞰し、国、流域自治体、企業・住民等、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実効性を高める法的枠組み「流域治水関連法」を整備する必要

法律の概要

1. 流域治水の計画・体制の強化 [特定都市河川法]

- ◆ **流域水害対策計画を活用する河川の拡大**
 - 市街化の進展により河川整備で被害防止が困難な河川に加え、自然的条件により困難な河川を対象に追加(全国の河川に拡大)
- ◆ **流域水害対策に係る協議会の創設と計画の充実**
 - 国、都道府県、市町村等の関係者が一堂に会し、官民による雨水貯留浸透対策の強化、浸水エリアの土地利用等を協議
 - 協議結果を流域水害対策計画に位置付け、確実に実施

2. 氾濫をできるだけ防ぐための対策

[河川法、下水道法、特定都市河川法、都市計画法、都市緑地法]

- ◆ **河川・下水道における対策の強化** ◎ 堤防整備等のハード対策を更に推進(予算)
 - 利水ダム等の事前放流に係る協議会(河川管理者、電力会社等の利水者等が参画)制度の創設
 - 下水道で浸水被害を防ぐべき目標降雨を計画に位置付け、整備を加速
 - 下水道の樋門等の操作ルール策定を義務付け、河川等から市街地への逆流等を確実に防止
- ◆ **流域における雨水貯留対策の強化**
 - 貯留機能保全区域を創設し、沿川の保水・遊水機能を有する土地を確保
 - 都市部の緑地を保全し、貯留浸透機能を有するグリーンインフラとして活用
 - 認定制度、補助、税制特例により、自治体・民間の雨水貯留浸透施設の整備を支援 (*予算関連・税制)

3. 被害対象を減少させるための対策

[特定都市河川法、都市計画法、防災集団移転特別措置法、建築基準法]

- ◆ **水防災に対応したまちづくりとの連携、住まい方の工夫**
 - 浸水被害防止区域を創設し、住宅や要配慮者施設等の安全性を事前確認(許可制)
 - 防災集団移転促進事業のエリア要件の拡充等により、危険エリアからの移転を促進(*予算関連)
 - 災害時の避難先となる拠点の整備や地区単位の浸水対策により、市街地の安全性を強化(*予算関連)

4. 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

[水防法、土砂災害防止法、河川法]

- ー 洪水等に対応したハザードマップの作成を中小河川等まで拡大し、リスク情報空白域を解消
- ー 要配慮者利用施設に係る避難計画・訓練に対する市町村の助言・勧告によって、避難の実効性確保
- ー 国土交通大臣による権限代行の対象を拡大し、災害で堆積した土砂の撤去、準用河川を追加



【目標・効果】気候変動による降雨量の増加に対応した流域治水の実現 (KPI) ○浸水想定区域を設定する河川数:2,092河川(2020年度)⇒約17,000河川(2025年度)

気候変動の影響

速やかに対応

- 今既に激甚化している水災害に対応するため、国・都道府県・市町村が早急に必要なハード・ソフト一体となった対策の全体像を明らかにする「**流域治水プロジェクト**」を速やかに実施
(令和2年度内に全1級109水系で策定済)
- 〔国管理河川で**戦後最大規模洪水**に、都市機能集積地区等で**既往最大降雨**による内水被害に対応〕

将来の気候変動(降雨量の増大等)を見込んだ治水計画の見直し

将来の気候変動を見込んだ更なる対応

- 現行計画よりも増大する降雨等(外力)に対応するため、河川対策の充実をはじめ、上流・下流や本川・支川の流域全体を俯瞰した、関係者による**流域治水を更に拡充**

法的枠組「**流域治水関連法**」の整備が必要



1. 流域治水の計画・体制の強化【特定都市河川法】

(1) 流域水害対策計画を活用する河川の拡大

- 計画策定の対象河川に、市街化の進展により河川整備で被害防止が困難な河川に加え、**自然的条件により被害防止が困難な河川**※を追加(全国の河川に拡大)

※バックウォーター現象のおそれがある河川、狭窄部の上流の河川等

(特定都市河川法)

(2) 流域水害対策に係る協議会の創設と計画の充実

- 国、都道府県、市町村等の**関係者が一堂に会し**(協議会)、**雨水貯留浸透対策の強化**、浸水エリアの**土地利用**等を協議
- 協議結果を**流域水害対策計画に位置付け** → **様々な主体が流域水害対策を確実に実施**

【協議会のイメージ】



【流域水害対策計画の拡充】

- ◎ 河川管理者による河道等の整備に加えて、流域における雨水貯留浸透対策などで被害防止

現行

- **河川・下水道管理者**による雨水貯留浸透対策が**中心**

追加

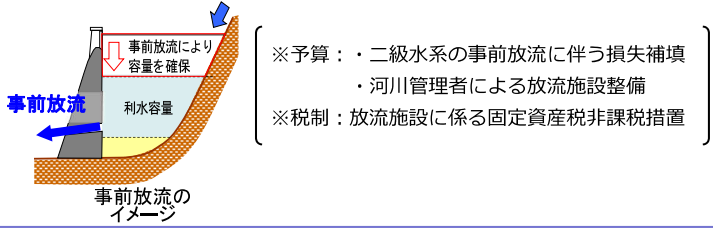
- **地方公共団体と民間**による雨水貯留浸透**対策の強化**
(地方公共団体の施設と認定民間施設による分担貯留量の明確化)
- **土地利用の方針**(保水・遊水機能を有する**土地の保全**、著しく危険なエリアでの**住宅等の安全性の確保**)

=73=

(1) 河川・下水道における対策の強化

◎ 中長期的計画に基づく堤防整備等のハード対策を更に推進(予算)

- 河川管理者、利水者（電力会社等）等で構成する**法定協議会を設置**。**利水ダム**の**事前放流の拡大**を協議・推進（河川法）



※予算：・二級水系の事前放流に伴う損失補填
・河川管理者による放流施設整備
※税制：放流施設に係る固定資産税非課税措置

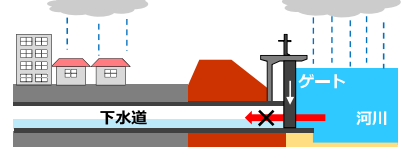
- **下水道**で浸水被害を防ぐべき**目標降雨を計画に位置付け**、整備を加速（下水道法）

- 下水道の**樋門等の操作ルール**の策定を義務付け、河川等から市街地への逆流等を確実に防止（下水道法）

<下水道整備による浸水対策の例>



<樋門による逆流防止のイメージ>



(2) 流域における雨水貯留対策の強化

- 沿川の**保水・遊水機能を有する土地**を、**貯留機能保全区域**として確保（盛土行為等に対する届出義務と勧告）（特定都市河川法）
- 貯留浸透に資する**都市部の緑地を保全**し、水害の被害を軽減する**グリーンインフラ**として活用（都市緑地法）



貯留機能保全区域のイメージ



グリーンインフラのイメージ

- **認定制度、補助、税制特例、地区計画**等を駆使して、官民による**雨水貯留浸透施設**の整備を推進（特定都市河川法、下水道法、都市計画法）

<雨水貯留浸透施設整備のイメージ>



法律補助で、地方公共団体による整備を促進（※予算関連）

都道府県知事等の認定（法律補助や固定資産税軽減）で、民間による整備を促進（※予算関連・税制）

地区計画に位置づけることで、施設の整備を担保

3. 被害対象を減少させるための対策【特定都市河川法、都市計画法、防災集団移転特別措置法、建築基準法】

水防災に対応したまちづくりとの連携、住まい方の工夫

- ① **浸水被害防止区域を創設し、住宅や要配慮者施設等の安全性を事前確認**（特定都市河川法）

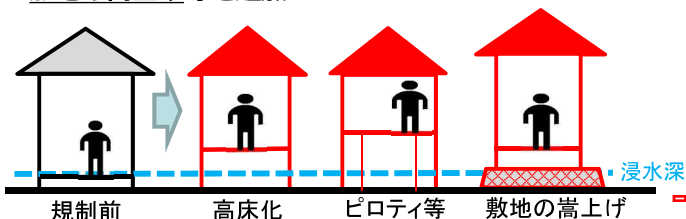
- 浸水被害の**危険が著しく高いエリア**
- **都道府県知事が指定**
- 個々の**開発・建築行為を許可制**に（居室の床面の高さが浸水深以上、建築物が倒壊等しない安全な構造）
※平成30年7月豪雨では、死亡者の多くが住宅で被災



浸水被害の危険が著しく高いエリアのイメージ

- ② **地区単位の浸水対策を推進**（都市計画法）

- **地域の実情・ニーズ**に応じたより安全性の高い**防災まちづくり**
- 地区計画のメニューに**居室の床面の高さ、敷地の嵩上げ**等を追加



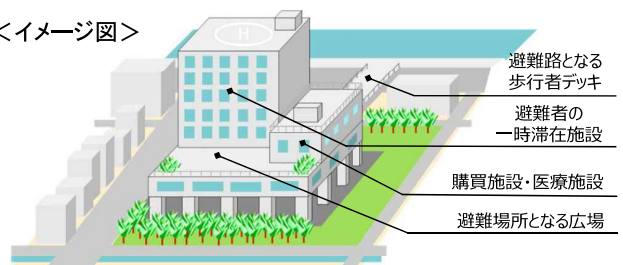
- ③ **防災集団移転促進事業を拡充し、危険なエリアから安全なエリアへの移転を促進**（防集法）（※予算関連）

- 防災集団移転促進事業のエリア要件の拡充
【現行の区域】 災害が発生した地域・災害危険区域
【追加】 浸水被害防止区域のほか、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域を追加
- 事業の担い手を都道府県・URに拡充
①都道府県による事業の計画策定
②URによる事業の計画策定・事業実施の本来業務化

- ④ **災害時の避難先となる拠点の整備**（都市計画法）

- 水災害等の発生時に住民等の**避難・滞在の拠点となる施設**を都市施設として整備（※予算関連）

<イメージ図>



4. 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策【水防法、土砂災害防止法、河川法】

(1) リスク情報空白域の解消

- 想定最大規模の洪水、雨水出水、高潮に対応した**ハザードマップ作成エリア**（浸水想定区域）を、現行の大河川等から住家等の**防御対象のあるすべての河川流域、下水道、海岸に拡大**（水防法）

- ※ 令和元年東日本台風では、阿武隈川水系の中小河川において、人的被害が発生
- ※ 浸水想定区域を設定する河川の目標数
（現在）約2,000河川 ⇒ （今後）約17,000河川（2025年度）

(2) 要配慮者施設に係る避難の実効性確保

- 要配慮者施設に係る**避難計画や避難訓練**に対し、**市町村が助言・勧告**
（水防法、土砂災害防止法）

- ※ 令和2年7月豪雨により、避難計画が作成されていた老人ホームで人的被害が発生。

(3) 被災地の早期復旧

- 国土交通大臣による**権限代行の対象を拡大**（河川法）

【対象河川】

- ・ 都道府県管理河川
（1級河川の指定区間、2級河川）
- +
- （追加）
・ 市町村管理河川
（準用河川）

【対象事業】

- ・ 改良工事・修繕
- +
- （追加）
・ 災害で堆積した河川の土石や流木等の排除



国が準用河川の災害復旧を代行することが想定される例
（平成29年九州北部豪雨（福岡県・筑後川水系））